

# 衆議院会議録第十八号

平成二十一年四月十七日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君 理事 横田 義孝君 理事 櫻田 義孝君 理事 大島 敦君 理事 古川 元久君 理事 飯島 夕雁君 理事 岸田 文雄君 理事 中野 正志君 理事 大島 敦君 理事 古川 元久君 理事 川条 志嘉君 理事 高村 正彦君 理事 岡部 英明君 理事 佐藤ゆかり君 理事 新藤 義孝君 理事 谷 公一君 理事 土井 真樹君 理事 牧原 秀樹君 理事 林 幹雄君 理事 太田 和美君 理事 後藤 斎君 理事 下条 みつ君 理事 牧 義夫君 理事 高木 美智代君 理事

岸田 文雄君

中野 正志君

大島 敦君

赤羽 一嘉君

小此木八郎君

片山さつき君

木挽 司君

近藤三津枝君

清水清一朗君

平 將明君

谷畑 孝君

橋本 岳君

藤井 勇治君

武藤 容治君

山本 明彦君

北神 圭朗君

近藤 洋介君

田村 謙治君

三谷 光男君

吉井 英勝君

二階 俊博君

河村 建夫君

吉川 貴盛君

谷合 正明君

中島 明彦君

甲斐 行夫君

牧原 秀樹君

谷 公一君

飯島 夕雁君

同日

飯島 夕雁君

牧原 秀樹君

中野 清君

原 雅彦君

塚本 和男君

森川 正之君

同日

谷 公一君

中野 清君

原 雅彦君

塚本 和男君

谷 公一君

中野 清君

生じないのか、その辺のところを中心にお伺いをしたいと思っております。

まず、営業秘密の漏えいに対して刑事罰を入れる、これが平成十五年に入つたわけなんですが、参議院の方の審議でもありましたけれども、平成十五年の改正以来、実際に立件された件数はゼロだということなんです。平成十五年、当然必要性があつて刑事罰も入れたと思うんですけれども、しかし、平成十五年からもう何年もたっているんですね。今まで立案件数がゼロだつたというのはどうしてだというふうに考えておられますか。

○森川政府参考人 お答え申し上げます。  
御指摘のとおり、営業秘密侵害に対する刑事罰につきましては、平成十五年の不正競争防止法の改正によりまして、とりわけ違法性が高いというふうに考えられる行為に限定して導入が図られたところでございます。

その後、平成十八年に、光学系の機器メーカーの従業者が、外国の通商代表部に所属する人間に對して、軍事転用されるおそれのある機密部品を不正に開示したところ、不正の競争の目的が認められなかつた、こういう事案がござります。

また、平成十九年に、ある企業に勤務する従業者が、秘密として管理されております図面データを無断で繰り返し自宅に持ち帰り、それを海外に不正に開示していたという疑いがあつたわけだけれども、外部への送信、つまり開示行為といふ、現行の不正競争防止法で罰則がかかる行為につきまして証拠を得ることができなかつた、こういうような事案がございます。

つまり、現行の営業秘密侵害罪では捕捉できないうようなケースが現実には生じている。こういつつきまして証拠を得ることができなかつた、今までなかつたという背景ではないかというふうに考えてございます。

○古川(元)委員 今お話のあつたようなケース、そもそも平成十五年に法改正をするときに、そういうケースもあるということを予想はできなかつたんでしようか。

この問題というのは、諸外国などでは相当前から、かなり厳しい管理とかそういう規定もあるわけですね。例えば、アメリカの経済スパイ法なる、これは、もうずっと前からあるわけですから、当然そういうことも平成十五年の改正のときには想定をされていてもしかるべきであつたのではないかと思いますが、その時点では、今御指摘のあつたようなことはどういうふうに考えていたんだと。そういう事例というのはないというふうに認識をしていたのか。あるいは、その時点では、仮にそういうことがあつてもそれは处罚の対象にすべきではない、そういうふうに認識をしていたのか。その点の、平成十五年の改正のときの政府としての判断はどういうことだったなんですか。

○森川政府参考人 お答えいたしました。  
十五年の不正競争防止法の改正におきましては、刑事罰を初めて導入するということともございまして、とりわけ違法性が高いと考えられる行為に限定したという背景がございます。

御質問にストレートにお答えいたしますと、したがつて、当時の状況から考えて、今提案しているようなところまでカバーするというふうには考えておりませんで、また、その前提として、その後出てきた事案のようなものは必ずしも想定していないなかつたということではないかというふうに考えております。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。  
不正競争防止法につきましては、委員御指摘のとおり、これまで、累次、改正を重ねてきております。どうしても、対象としておりますのは経済実態でございますので、いわば不正に営業秘密を奪うような手段というのも、やはり情報技術の進展ということもございまして、そういうものにもいろいろながら、絶えずそういう実態に合うような形で対応していくということにならざるを得ないという面がございます。

ただ、私どもは、今回の改正をすることによりまして、現段階で想定をされた営業秘密侵害の状況につきましてはきちんと対応できるところと、先ほど申し上げましたが、既に諸外国ではかなりそういう問題になつた事案も含めて規制をします。処罰をする、そういう規定が前からあるに想定できなかつたのかどうかということを考えると、先ほど申し上げましたが、既に諸外国でいうことであれば、やはりこの法改正のときのきかんとした分析やリサーチというものが足らないといったのではないか、そういうふうに言われても仕方がない面というのもあるんじゃないかと思うんです。

○古川(元)委員 以後出てきた事案は想定しているなかつたというお話をあるんですが、では、本当に想定できなかつたのかどうかということを考えると、先ほど申し上げましたが、既に諸外国でいうふうに考えております。

それから、一方で、諸外国の例についてただいま御指摘ございました。私どもも、諸外国の実態として、現段階で想定をされた営業秘密侵害の状況につきましてはきちんと対応できるところと、先ほど申し上げましたが、既に諸外国ではかなりそういう問題になつた事案も含めて規制をします。処罰をする、そういう規定が前からあるに想定できなかつたのかどうかということを考えると、先ほど申し上げましたが、既に諸外国でいうふうに考えております。

この問題は、どこまでを守るかという法律の立て方の問題もありますが、親告罪ですから、告発をしようとする企業の側にとって、告発して例え定ぐらいはされていいんじゃないかなと思うんですね。

これは本当は、今回のこの改正案の中にそういう部分が、参議院の議論を見ても、一応大臣からも、法務省とこれからやりますというような答弁があつたようですが、本来は、やはりその辺の手続の部分も含めて、きちんと、どこに問題があつたのか、あるいは、なぜ法律改正をしたのに一件も告発もない、起訴もない、立件もないという状態だったのか。その一方で、やはり技術流出、秘密が流出しているという問題はかなり起きている。なぜあの時点でこういう今の事態を防げなかつたのか。やはりそのことは、しっかりと、こういう法改正をするときには十分検証して、ではこの法律ができれば、この改正が通ればどのような形で改善されるのか。

きのうもちょっと、では、例えばこの法改正がもし十五年の段階で行われいたら今までどれくらい立件できたのか推定とかしたことがありま

すかと言つたら、いや、それはありませんとレク

ドも、ある意味でそれくらいの推計をして、これ

をすればどれくらいの今まではとらえられなかつ

たものがとらえられるのかとか、やはりそういう

ところまでしつかり、それこそ関係する人たちも含めて、企業の人たちにもヒアリングするなりし

て、やはりしつかりとチェックをしていくとい

う必要があるんじやないかと思うんです。

そうしないと、せつから法律はつくつた、そし

て、これで営業秘密が守れるようになりますが、

これから後でも聞いていきますが、中小企業

の皆さん、技術は守れるようになりますよといつ

ても、政府としてはそういうたてつけを用意した

といつても、その法律が実際の企業とかの経営者

の人たちにとつて利用がされない、使われないも

のあれば、それは法としてしつかり生きている

ものとはならないわけです。

ですから、どんなに立派な提案理由説明をされ

ます。委員御指摘のよう、電子データといふよ

うな形態をとつたものもこの中には含まれるとい

うふうに考えております。

いと、やりましたというだけでは、これは単に政府が批判をされるのを避けるためのアリバイづくりだ、そういう批判さえ出ても仕方がない、そういうことになりかねないということをやはりよく認識していただいて、これから質問していきますけれども、改正をした以上は、これがきちんと意味のある形でワークするような、そういう体制をとつていただきたいということをお願いしたいと思います。

その上で、では次に、ちょっと営業秘密について少しお話を伺いますが、営業秘密として保護すべき客体について、これは、かつては新製品の試作品とか模型なんかの有体物、要するに形のあるものですね。それが、現在は、技術情報が記録された電子データとか、あるいは顧客リストとか、そういう無体物までも含まれるようになったわけですが、こういう遂次にわたつて法改正をしていく背景というのは、こういう営業秘密というものの自体が時代によって質的に変化している、だからこそ保護のあり方を見直しているということだと思いますが、ここで確認をしておきたいんですけれども、現時点において保護すべき客体としてはの営業秘密として政府が認識をしているというものはどういうものですか。

○古川(元)委員 わかりました。

では、要は、カバーされるという営業秘密を実際にどう守つていいのか、このところの質問にちょっとと入つていただきたいと思うんです。

営業秘密としてこの法律で保護されるためには、ちゃんとそれその企業において管理体制を整備することが必要ですよね。その管理体制の一つの指針として、経産省の方で、営業秘密管理制度、こういう分厚いのをつくつたり、中小企業向けにはこういうパンフレットもつくつているということでおきましたけれども、実際に今どろくらの割合の企業がこの営業秘密管理制度に基づいて秘密管理制度を整備しているのか、そういう調査というものはありますか。

○森川政府参考人 お答えいたします。

では、要は、カバーされるという営業秘密を実際にどう守つていいのか、このところの質問にちょっとと入つていただきたいと思うんです。

営業秘密としてこの法律で保護されるためには、ちゃんとそれその企業において管理体制を整備することが必要ですよね。その管理体制の一つの指針として、経産省の方で、営業秘密管理制度、こういう分厚いのをつくつたり、中小企

業向けにはこういうパンフレットもつくつているということでおきましたけれども、実際に今どろくらの割合の企業がこの営業秘密管理制度に基づいて秘密管理制度を整備しているのか、そういう調査というものはありますか。

○古川(元)委員 わかりました。

今委員がおつしやつたようなタイプのデータは持ち合わせておりません。

○古川(元)委員 この辺なんです。最初に申し上げた法の実効性とも絡んでくるんですが、要は、もちろん企業に任されているというのですけれども、政府としては、こういう指針を企業に対しても、政府としては、こういう指針を企業に対してつくりましたよ、いつでも見られるようにしてありますよということにしてあります。それで何とかたかも役割は終えたかのような感じに思えるしかし、どれくらい浸透しているのかなという

ことを本当はちゃんとフォローしていくかないと、何か問題が起きたときに、特に中小企業なんかそろなりますと、今後とも時代の変化に伴つていろいろ営業秘密の範囲も変わっていく可能性はあるのですが、実際に報道なんかでも、訴えても、いやうござんですが、それは、たとえ変わっていつても今の定義でそういう変化は全部読める、そういう認識をしていらっしゃるというふうに考えてよろしいですか。

○古川(元)委員 今、営業秘密の定義ですが、それが批判をされるのを避けるためのアリバイづくりだ、そういう批判さえ出ても仕方がない、そういうことになりかねないということをやはりよく認識していただけでは、つくりましたというだけではいけないのじやないかと思うんですけども、どうしてその辺のところの、どれくらいの企業でこの管理制度に基づいた管理体制ができるのかという調査をしないんですか。今までしたことがないのか、かつてはやつたことがあるけれども今はやつていないということなのか、その辺はどうなんですか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど森川委員が御答弁申し上げましたように、こうした営業秘密管理制度の浸透度合いについては、いわば体系的な調査というのは確かにございませんでした。

ただ、今回の法案改正に当たりましては、昨年から産業構造審議会に専門の委員会を設けまして、中小企業関係者あるいは中小企業団体の代表の方にも入つていただき、企業サイドから見ましても、今回の現状がどういう形でとらえられているのか、そういうことについてヒアリングをしながら今回改正案をまとめたという経緯がございます。

また、この審議会で報告書を取りまとめるに当たりまして、今回目指す法律改正はかなり大幅な改正でございますので、この内容につきましては、経済産業省あるいは中小企業庁を挙げて、きちんとした施策の普及について、普及の浸透度合いがどう進んでいるのかということもあわせて調査をしながら進めていく、こういう考え方を示させていただいた次第でございます。

○古川(元)委員 でも、本当はそもそも、今の時点ではどれくらいの企業がちゃんと営業秘密の管理体制をとれているのかということをリサ

チして、私は、大企業はやっているんでしょうけれども、中小零細企業までなつたら、多分、そもそも今の段階でもそういう体制がとれているところというのは非常に少ないのではないかと思うのですよね。

ですから、まずはこの改正の中身を周知徹底させることも大事かもしれません、その大前提として、一番ベースの秘密の管理体制というものが整つていなかつたら、一階がないのに二階だけつくるというわけにいかないですから、やはりそのところの調査というのをまずすべきだったのじやないでしようか。

参議院の質疑の中で、今回こういう法改正によつて、この法律を使うのに中小企業や零細企業の皆さんに何か新しく負担がかかるのじやないですかという質問に対し、森川さんがお答えになつているのは、今回の改正は、違法性の高い営業秘密の侵害行為を新たに刑事罰の対象にすることで、事業者に何か具体的な義務を課すというのではなく、営業秘密の侵害に対して法的な保護を受けるために、これまでと同様によって事業者に新たな負担が生ずるという改正によって事業者に新たな負担が生ずるという御答弁をしていらつしやるんです。

これは、そもそも管理体制がなかつたら、管理体制をもつくれといつたら、私もこれをちょっと見てみましたが、結構手間がかかりますね。そもそも今なかつたら、ではこの法律改正に合わせてやれといつたら、当然かなりの手間がかかると思うんですよ、コストは、ましてこの大不況の折ですからね。

こういう、法律上で見たら確かに今までから新たな義務を課すわけじゃない、だからコストはかかりませんというような答弁をしていらつしやる、そういう認識を示していらつしやるんですが、そういう認識というのは極めて甘いのじやないかな。皆さんの認識が、いや、中小企業も大体

のところは、こういう管理体制がちゃんとあるんでしょうという認識なら、こういう御答弁もいいのかかもしれないけれども、もし私と同じように、実態的には中小零細企業においては、こういう管理体制とくらうのにはまだ十分にできていないんですね。

う認識を持つておられるんだつたら、結局、これが周知徹底するということは、要するに新たな事務負担といいますか、手間、コストを、法律上は課していないかもしかれども実態的にはかかるということなのじやないんですか。どうですか、その認識は。

○森川政府参考人 お答えいたします。

確かに委員御指摘のとおり、参議院での審議での答弁におきましては、要するに、今回改正することによつて、何か営業秘密の定義が変わるわけではございませんので、したがつて、今までと同様というか、きちんととした管理をしていれば、これが、今後新たにこの管理体制をつくるということでお答え申し上げましたけれども、確かに、これまで営業秘密としてきちんと管理すべきものをそういう形で管理していくなかつた企業が、今後新たにこの管理体制をつくることによって、何か新しく負担がかかるのは、中小企業にとって大きなメリットをもたらすというふうに御答弁されていますと、御指摘のように、一定のコストがかかるということもあろうかと思います。

したがいまして、私どもとしては、その営業秘密管理指針、あるいはそれを改定して、それを周知徹底するということを通じまして、大体どの程度のことをやればいいのかということをわかりやすく説いていきたいというふうに思つております。

○古川(元)委員 まさに、それは法律でいえば義務が課されるわけではない。だからこそ、実際は私がさつき聞いた、一体どれくらいの企業がきちんと管理体制をとつてているのか、調べたところがないというふうに言われたんですが、では、認識としては大体どれくらいの企業がちゃんと管理体制は、本当にこの改正のいわば二階の部分を加えれば、一階の土台がちゃんとあればこの二階を乗つけると中小企業にとつては非常に強い味方になるということなんですね。しかし、まずその一階が、今の局長の認識でも、余りできていない

○松永政府参考人 お答え申上げます。

委員御指摘のとおり、中小企業あるいは零細企業への浸透度合いというものにつきましては、現段階では必ずしも十分に行き渡っていないというが認識でございます。

これは、先ほども御答弁申し上げましたように、必ずしも体系立った調査を行つておりませんけれども、産業構造審議会での審議に参画をしていただいております中小企業団体の代表、あるいは現場の中小企業の経営者の方から、そうした認識というものについては披露されておりますので、私どもそういう認識を持つておられるという次第でございます。

○古川(元)委員 そのような認識では余り変わらないと思うんですが、今の局長の話を聞けば、そうだとすると、参議院の審議のときに、これもまた森川さんがお答えになつているんですけども、今回の改正案というのは、中小企業にとって大きなメリットをもたらすというふうに御答弁していらっしゃるんですね。とにかく、営業秘密として適切に管理すれば、特許権の取得や維持にかかるコスト負担あるいは出願公開に伴う侵害リスクというものもないということで法的な保護を受けれることが可能になるというようなお話をされていて、中小企業の営業秘密の保護が格段にこれまで強化される、だからこれは我が国経済を支える中小企業に大きなメリットをもたらすと胸を張つて答弁されたかどうかわかりませんが、ここだけ見ると、何か今回の改正がすごく中小企業のことを考えてやつてあるんですよというふうにも見えるわけなんです。

またここで、先ほどの局長の答弁のところへ戻つていくんですけど、そもそもそのためにはやはり管理体制のところがきちんとまずはでできてる、それに今回の改正のいわば二階の部分を加えれば、一階の土台がちゃんとあればこの二階を乗つけると中小企業にとつては非常に強い味方になるということなんですね。しかし、まずその一階が、今の局長の認識でも、余りできていない

じゃないのと。

私は、ぜひこれは一回きちんと中小企業も、別に全部調べずにサンプリングでもいいです、一体このうちどれくらいの企業がちゃんとやつてあるのかというのを調べた方がいいと思いますけれども、多分そこは、一階の部分がまだきちんとできていないところが多い。

そういう中で、こんなメリットだけ強調したって、何か言葉がむなしく、私がこれを読んだときには思ったのは、宙を飛んでいるような中小企業の経営者の立場に立つてみると、役所は、このえらい大不況でこっちが仕事がないと困つているときに、いや、この法改正で皆さんの技術は守られないと、何かちょっと感覚がズれているんじゃないのというふうに思いたくなるような感じが、私はこれを読んでいたんです。

そういう意味でも、これは大臣にちょっと、急に振つて申しわけないんですけども、大企業はそれなりに当然やつてていると思うんですけど、中小企業あたりがこの営業秘密の管理体制をどれくらいちゃんと整えているかどうか、まず実態の調査といふのを、これは大臣が指示されて一回やるということをやつてみたらどうですか。大臣、どう思われますか。

○二階国務大臣 中小企業に対して、当委員会でも、また参議院におきましても、大変、与野党通じて積極的な御意見を、ちようだいしておることを、私どもはむしろ感謝いたしております。

今議員御指摘のように、あらゆる角度から中小企業を守つていかなくてはならないわけであります。特に秘密保持というふうな問題について、中企業をカバーしていくという観点から我々は考えていかなくてはならない、そういう意味で今調査をしてみてはどうかという御意見でございます。特に秘密保持というふうな問題について、中企業を守つていかなくてはならない、そういう意味で今調査をしてみてはどうかという御意見でございます。が、地方の局長会議等を通じまして、これらの点について効果のあるような対応を考えみたいと思つております。

○古川(元)委員 ゼひこれは、やはり皆さんの声を本当に聞いて実態を把握していただいた上でや

らないと、せつかくつくつても、法改正しても、使えない場合は何の意味もありませんので、ぜひそこのところはお願いをしたいと思います。

その一階の部分がまずあるとして、という話でちょっととまた次に行くんですけれども、今まで中小企業に対しても、何でそこが浸透してこなかつたのかというところで考えると、私は、これは周知徹底の仕方に問題があつた部分も非常に大きいやないかと思いますが、この営業秘密の管理体制をとるようについて周知徹底、どういう形でこれまでやつてこられましたか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、中小企業に対する営業秘密管理指針等の周知の徹底ということは非常に大事な課題でございます。経済産業省いたしましては、これまでもきめ細かい周知の努力を積み重ねてあります。

一例を御紹介いたしますと、全国の商工会、商工會議所に設置をされておりますいわゆる知財駆け込み寺、これは全国で約二千五百カ所ございますけれども、これを活用いたしまして、中小企業に対する説明会の開催、あるいは個別の相談への応対をしております。

また、この不正競争防止法の営業管理指針に限つてでございますけれども、全国各都市で説明会を毎年行つております。平成二十年度の実績で申し上げますと、全国十五カ所で開催をしております。また、中小企業団体との連携を通じた普及啓蒙活動を行つております。

先ほども申し上げましたように、今回の改正は、これまでにくなり大幅な改正でございますし、また、中小企業向けにも非常に大きな効果が期待をされておりますので、これまでの周知の仕方というふうに考えております。

ちなみに、先ほども御紹介いたしました産業構造審議会での委員の御発言でござりますけれども、中小企業団体の方が言つておられましたが、今回の改正、私ども中小企業にとって非常

にメリットのある改正だ、したがつて、私ども、使えない場合は何の意味もありませんので、ぜひそこのところはお願いをしたいと思います。

下の中小企業あるいは中小零細企業に対するPRといふものについて効果的な対応というものを、いろいろな御発言もあつたということをきいて、効果的な対応というものを、いろいろな御発言もあつたということを

にメリットのある改正だ、したがつて、私ども、使えない場合は何の意味もありませんので、ぜひそこのところはお願いをしたいと思います。

私はもといいますのはこの中小企業団体でござりますけれども、中小企業団体の総力を挙げて、傘下の中小企業あるいは中小零細企業の中でも、そういう団体に加盟している割合といふのはどれくらいですか。何かそういう数字はあるのですか。

○古川(元)委員 もちろん、これはしっかりと、さつき大臣がおつしやつていただいた調査もしていただきた上で、多分そんなに浸透はしていない

だろうという数字が出てくると思うんですね、さつき局長も御認識を示されましたけれども、そうなると、私は、そもそも、従来的なやり方で、本当にこれで周知徹底ができるのか。これも最初に申し上げましたが、役所の立場から見ては、これまで周知徹底ができるのか。これも見ておりません。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

申しわけございません、御指摘の数字は今持ち合わせておりませんが、中小企業団体も、いわゆる日本商工会議所あるいは全国の商工会議所に加えまして、全国商工会連合会あるいは中小企業団体中央会、さまざまな組織がございます。それから、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、経済産業省に地方経済局がございまして、そこでも、所管の地域の中小企業につきましては、いわばこういう団体に属しない企業につきましても、

政策のPRの対象としてつかんでおりますので、

そういうことを通じて、可能な限り、周知徹底を

する対象の中小企業者というものについては、幅広く捕捉をしながら進めていくということにしていきたいと考えております。

○古川(元)委員 別に、私は具体的な数字を知りたいわけじゃないんですが、ただ、多分、実際の会社の登記とか何かの数と団体の会員の数を比べたら、相当その間に乖離があると思うんですよ。

ですから、そういう団体のところに伝えて、そ

こがやつてくれれば何か周知徹底が済んでいるか

というのは、多分私は、これはわかりませんよ、

推測で言っているんですから、そういうところも

きちんと、ちゃんとわかつた上で、ここに言えば

これだけはカバーできます、例えば、中小企業の

これだけの何割はここでカバーできるんです、そ

こに対してはこういうやり方であります、しかし

そうじゃないところに対しては別の形で周知徹底

をしますとか、やはりそこまできちんと丁寧な対

応といいますか方策を考えていかない、なかなか

か、これは周知徹底なんて難しいと思うんです

ね。

あと、局長は、わかりやすいパンフレットにま

とめて、普及に努めてきたというふうにこの「営業秘密管理」の御答弁を参議院でされておられる

ことですが、私、これを見せていただきました。確

かに、こちらに比べれば、こちらの方が絵があつ

てわかりやすいといえばわかりやすいと思いま

す。量も少ない。しかし、中を見ていて、中小企

業の人たちにこの書いてあることの身をちゃん

と正確に理解しろというのは非常に難しいんじや

ないかなと思ったんですね。

○森川政府参考人 お答えします。

御指摘のとおり、法律用語として書いておりま

す。悪意、重過失、善意アンド無重過失という言葉が

出てくるんです。これは法律用語の善意、悪意で

しょう。どうですか。

○古川(元)委員 一般的人がどれくらい法律用語

の善意、悪意を知っていると思いますか。多分、

ここの中で聞いたって、正確に法律用語の善意、

悪意の意味を理解している人というのは、法律を

勉強した人じやないと、よく、法学部に入つて、

私なんかもそうでしたけれども、ここで言う善意

というのは、世の中で一般的に言う善意ではない

です。悪意の意味を理解している人というのは、法律を

勉強した人じやないと、よく、法学部に入つて、

私なんかもそうでしたけれども、ここで言う善意

&lt;p

て、中小企業の人はだれも、こんな難しいのはわからぬと言つて、見ないですよ。やはりもうちょっと、お役人が読んでわかるというんじやなくて、一般の人たちが読んでわかるような書き方、そういうことにすべきじやないかと思ひますけれども、これは、中小企業の人たちに、これを読んで中身をちゃんと正確に理解できますか、わかりますかと、そういうふうに確認されましたか。どうですか、これは。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のこの営業秘密管理指針のパンフレット

は、主として中小

企業の皆様に向けて、わ

カリヤ

すくまとめたものでございますが、ただいま御指摘のとおり、対象が不正競争防止法の構成要件というものをベースにしておりますので、どうしても法律的な用語というものを使わざるを得ない側面がございます。ただ、それにいたしましても、私ども、やはり御理解いただいて初めて意味がござりますので、今回の改正を機に、この管理指針も大幅に見直しますし、中小企業者向けのパンフレットもよりわかりやすいものにぜひ変えたいと思つております。

管理指針を議論するに当たりましては、中小企業の代表の方にも入つていただいた審議会の場で議論いたしますので、そこで、中小企業の現場の

方の御意見も踏まえながら、どういう形にすればわかりやすいのか、という御意見を十分に踏まえて、ぜひとももつともっとわかりやすいものにつくり変える努力を重ねたいと考えております。○古川(元)委員 現実問題で考えますと、このパンフレットだけ見て、それで管理体制をつくるといふのは、なかなか、特に従業員の人とかは自分で現場に出て働いているわけですから、余り余裕もないと思うんです。実際に、ちゃんと法で保護されるような管理体制をつくろうと思つたら、それこそやはりいろいろな人たちのサポートもないと、つくつたはいいけれども、それが必ずしも法で保護されるものになるとは保証がないわけですから。

だから、例えば私なんかが思うのは、こういうのの営業秘密を守るためにきちんと管理体制がないと法で守られませんよ、例えばそういうことがまず最初の頭のところにあって、ぱっと見たら、えつ、そうか、おれのところはないな、これはわからないとますいのか、では、つくるにはどうしたらいいんだ、そういう、まだつくり方とか聞きたい人は、例えば金財駆け込み寺に来てください、そういう相談窓口で、いわば、これをきつかけにして相談に来てもらうとか、やはりそれくらいの、もう少しつくり方も考えないと、ただここで、つづつとか、地方の経済産業局に来てください、そうして説明をしました、わかりやすいものをつくりましたと言つても、それは使う人の立場、中小企業の人たちの立場に立っているとはやはり言えないんじゃないかと思うんですね。

そういう意味では、今度改定をされるときに、は、そういう本当にくる人の立場に立つた、そして、もし自分のところになければ管理体制をつくる、つくるべきやいけないな、では、つくるにはどうしたらいんだ、だれに相談したらいいんだ、どこに行つたらいんだ、そういうことがわかるようパンフレットをぜひつくるようにお願いをしたいと思います。

今のは中小企業中心にお話を伺つたんですが、大企業だと、多分管理体制は普通つくっていると思うんですけども、しかし今度は、企業の中でもいうと、従業員の立場、大企業の場合にはちゃんとそういう部署もあつてきちんとその体制があると思いますが、しかし、従業員はそんな知識があるわけじゃないです。そういうことをいつも気にしているわけじゃないです。この法律の保護対象とは、これは必ずしも一致しないですよね、当然のことですが。しかし、従業員からすると、要是いる営業秘密と、企業が自社で定めて運用している営業秘密管理指針に基づく企業内の機密情報法で保護されている営業秘密と企業が自分の社内で決めている営業秘密との関係性、そこにはいずれ

があるということは、なかなか法的な知識がない人には不明確でよくわからないわけです。そうなると、今回の法改正で、例えば営業秘密を複写する、そういう普通に職場でやっている作業が、場合によっては刑事罰が及ぶ可能性がありますよみたいなことが従業員に伝わっていく、そういう場合には、これは従業員が仕事をするのに対して過度に萎縮効果を与える危険性もあるわけですね。

ですから、企業において法の趣旨を踏まえた運用の徹底とか、従業員の人がちゃんと正しく理解をする、やはりそういうことがないと、これは非常に働きにくい。逆に、何か会社から、場合によつては会社の側が従業員をいわばコントロールするための道具としても使いかねない、そういうところもあるわけなんですが、こういう従業員が普通に働くのについて萎縮効果が起らぬいために政府としてどういうことをやつていいこうというふうに考えておられますか。

○吉川副大臣 古川先生の御指摘にございました御懸念 私もよく理解ができるところでございまして、今回の、従業員の業務に対する萎縮効果が生じる、あるいはまた、悪意を持つて企業が今回の改正を悪用することへの懸念だと思います。

先生、この改正法案につきましてはもう十分御承知のとおりであろうかと思いますので、枳廻りの説法のような御答弁になるかもしれませんけれども、従業者が保有者の許可に基づいて書類、USBメモリー等を持ち帰ったりコピーをしたりする行為は、営業秘密の管理にかかる任務に違反する行為ではないということ、これは処罰の対象にはされません。

また、従業者が保有者の許可に基づかず、書類やUSBメモリー等を持ち帰ったりコピーをしたりする行為であっても、残業のためになされた場合には、不正の利益を得たり保有者に損害を与える目的をもつてなされたことではないということになりますので、処罰の対象とはされないということになります。

万が一にも、御指摘のような委縮効果や不当な告訴がなされること生じることのないようにするために、先ほどから先生の御指摘にもございましたように、経済団体、労働関係団体等の参画を得ながら、それぞれが思いやりを持って相互に理解ができるよう、共通の認識を得られるような営業秘密管理指針、わかりにくくして御指摘をいたいたところでございますけれども、このガイドラインの改定等を行いまして、今回の改正の趣旨を各界各層に対して広く普及啓発をしてまいりたいと思っております。

○古川(元)委員 経営者に対しての周知徹底もうなんですが、特に大企業を中心として、やはり従業員に対する周知徹底というのは非常に大事なことだと思います。一方で営業秘密を守つていかなきやいけないというのもあります。同時に、やはり従業員の人たちの、働いている人たちの働きがこの法律のために萎縮してしまうということはやはり避けなければいけないと思いますから、そういうことは非常に大事だと思うんです。大企業だと大体、そういう従業員の周知徹底という点でいうと、労働組合があるようなところは、これは組合の果たすべき役割というのは、そういう意味では、周知徹底というのは大きいと思うんですね。

そのためには、これはもう確認になりますが、労働組合による団体交渉や労使協議会などの際に営業秘密に属する情報が提供される必要がある場合もあって、そういうときに、今回の改正が組合に対する企業側からの情報提供や労使協議に制約を与えるものではない、そのように認識してもらおうですね。

○二階国務大臣 労使協議等をこれからしっかりと行つてまいりますが、労働組合側に対して労働組合の内部における情報共有等のために営業秘密を公開する行為は、組合活動のために業務の一環として行われるものであるから、こういうことは当然処罰の対象とはならないことは委員も御承知のとおりだと思っております。したがって、先ほど

から再々御意見をちょうだいしております、使用者側から労働組合側への情報提供や労働組合内部における情報共有に影響を及ぼすことのないようになります。

以上のような点から、万が一にも誤解を生ずることのないように、私は、今後この営業秘密の管理指針の改定を行いう際に、今回の改正の趣旨の普及啓発活動を強力に推進してまいらなくてはならないと思っております。

そこで、改定に際して、連合の皆さんやあるいは経済界の代表の方々と積極的に協議をして、今回の改正が十分労使に渡つていい結果を及ぼすよう配慮をしてまいりたい、このことをお約束しておきたいと思います。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

時間がなくなってきたんですが、団塊世代の問題をちょっとここで一応確認をさせていただきました。

御存じのように、団塊の世代が今ちょうど退職世代に入ってきて、これから大量に退職していくことは、実は技術流出しているケースの一番多いのは、やはり退職者が持っていくということなんですね。ですから、団塊世代の大量退職がこれからどんどん起きていくということは、それだけ技術流出のリスクというもののやはり高まつていくと思われるんです。

一方で、ではといつてそこを余りきつくやると、今度は、団塊の世代の皆さんのが再就職するときには、再就職する自由を制約することになりますね。昔のよう、大企業であれば、再就職先とかそういうところまでちゃんと面倒を見てくれたような時代であればいいのかもしれません、もう今の時代、そういうことはないですから。

では、定年になつて退職した人が自分で再就職先を見つけようというときには、どうしてもやはり今まで経験してきたこと、受ける企業の側からすれば、その人の持っている前の企業でのノウハウや、そのところは営業秘密に当たるかどうかか

非常に微妙だと思うんですが、かなりそこに近いようなものがあるからこそ、そうした退職した人を受ける方は受けるわけですね。

ですから、そういう意味では、一方で、大量退職がこれから出てくる、そのことによつて技術流出のリスクが高まる、それに対応することと同時に

この人たちの再就職の自由を不適に制約しないようにする、この両面からの対応が必要だと思

うんです。

きのう、レクに来た人にちょっと聞いたら、別に団塊の世代のそういうところを特にメーンに考

えた対応というのは考えておらないという話を聞いたんですけど、私は、これだけ団塊世代の大量退

職がこれからどんどん数年間進んでくることを考

えると、このところを、技術流出の防止と、団

塊世代の再就職を不適に制限しない、そのための面からの対応というものをやはり政府として考えておく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、団塊世代が大量に定年を迎えるので、それだけ営業秘密が侵害をされることは私どもも十分に認識をしております。

ただ一方で、やはりこれらの方々の転職の自由

ということもきちんとと考えなければならない。そ

ういう意味で、両者のいわばバランスを図るとい

う観点から、今回の改正では、いわば媒体の横領とか、あるいは複製の作成でござりますとか、あ

るいはこうした消去義務違反といったような一定

度でありますけれども、安全保障上懸念

がある技術の対外取引をすべて許可対象にして、USBメモリーなどの国外持ち出しを規制すると

同時に、無許可輸出の罰則強化と輸出者に管理制度の整備を求めるというものでありますから、根本的に流出を防ぐというよりは、事後に罰するこ

とができる可能性を少し広げたというようなイメ

ージなんだと思うんです。

例えば、機微技術を記録したUSBメモリー等

を国外に持ち出して帰国しないといった場合は、どのように対応なさるんでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

輸出管理に当たりましては、これまで、各國

すので、そういう意味での厚生労働省を中心の対策というものも不可欠だと思っております。

私たちもいたしましても、中小企業庁の政策でございますけれども、大企業等の退職者をいわば現役という形で位置づけて、二十年度から、新

現役チャレンジ支援事業というような形で施策を展開しております、こうした大量退職の方々、団塊世代の方々の再就職というものも支援していただきたいというふうに考えております。

○古川(元)委員 時間になりましたので、終わります。どうもありがとうございました。

○東委員長 これにて古川元久君の質疑は終了いたしました。

次に、田村謙治君。

○田村(謙)委員 民主党の田村謙治でございま

す。不正競争防止法改正法案と外為法改正法案について質問をさせていただきます。

古川委員がずっと不正競争防止法改正法案について御質問なさつていらつしやいましたので、私は外為法改正法案の方から質問をさせていただきたくと思います。いろいろと、事実確認を中心ではありますけれども、幾つか質問をさせていただきます。

古川委員がずっと不正競争防止法改正法案について御質問なさつていらつしやいましたので、私は外為法改正法案の方から質問をさせていただきたく思います。いろいろと、事実確認を中心ではありますけれども、幾つか質問をさせていただきます。

今回のこの外為法改正法案、居住者と非居住者の間の取引のみに規制をしているというものが現行

制度であると思いますけれども、安全保障上懸念

がある技術の対外取引をすべて許可対象にして、

USBメモリーなどの国外持ち出しを規制すると

同時に、無許可輸出の罰則強化と輸出者に管理制度の整備を求めるというものでありますから、根本的に流出を防ぐというよりは、事後に罰するこ

とができる可能性を少し広げたというようなイメ

ージなんだと思うんです。

ただ一方で、不正競争防止法の中での対応とい

うことではそういうことでござりますけれども、どのように対応なさるんでしょうか。

こうした問題点も踏まえまして、現行法の規制策といつた意味での厚生労働省を中心の対

策といつた意味での厚生労働省を中心の対

して取材することは多々あると思うんですけれども、その辺に關しても対象ではないという理解でよろしいんでしょうか。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

今お話のございましたテレビ局の使うような力メラでございますが、このよろしい中で、例えば夜間の高感度カメラなど、特殊なスペックを満たすものについては規制の対象となり、現行においては、その持ち出しについては規制の対象となるというものでございます。

○田村(謙)委員 はい、ありがとうございます。

テレビ局、放送局といつても、一人でやつているようなところもあるわけですので、それは全部信頼できる会社であるということは当然言えませんし、大手の放送局でも、結局個人が違反を犯す場合はあり得ますので、いろいろそこはチェックをしなきやいけないというのはあるんだと思います。場合によっては、まさに緊急事態で、すぐに日本から飛び立つて現地に到着をしなきやいけない、災害とかいろいろあると思います。そこに支障がないような手続体制にしていただきたいなどいうふうにお願いをいたします。

ついでにお聞きしますけれども、現在、そういう規制について、メディアから、もつとより簡単な手続にしてほしいとか、あるいは規制を緩和してほしいといった要望は特にあるわけではないんですよね。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

テレビカメラを使うものについても、大体のものは規制対象外となるものが多くございます。こういう中で、私ども、今先生の御指摘られたような要望というのは、まだいただいておりません。

○田村(謙)委員 はい、わかりました。済みません、一応確認をさせていただきました。また別のことをお伺いします。

そもそも、先ほど、ちょっと今テレビで若干話

がそれたんですけれども、出張目的のパソコンやU.S.メモリー等を海外に持ち出してそのまま持つて帰るというのは、まさに今回の規制の対象ではないということありますけれども、どのような形で規制から外されるのか。

改めてになりますが、もし規制のいわば特例だメラでございますが、このよろしい中で、例えば夜間の高感度カメラなど、特殊なスペックを満たすものについては規制の対象となり、現行においては、その持ち出しについては規制の対象となるというものでございます。

○田村(謙)委員 はい、ありがとうございます。

テレビ局、放送局といつても、一人でやつているようなところもあるわけですので、それは全部信頼できる会社であるということは当然言えませんし、大手の放送局でも、結局個人が違反を犯す場合はあり得ますので、いろいろそこはチェックをしなきやいけないというのはあるんだと思います。場合によっては、まさに緊急事態で、すぐに日本から飛び立つて現地に到着をしなきやいけない、災害とかいろいろあると思います。そこに支障がないような手続体制にしていただきたいなどいうふうにお願いをいたします。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

規制対象外となるというものでございます。

○田村(謙)委員 ありがとうございます。

法文上ですとそれがはつきりわからないという声を聞きましたので、この場で確認をさせていただきました。今後、政省令等でも、いろいろな形ではつきりとしていたいた方がいいんじゃないかなということを申し上げておきたいと思います。

さて、また別の質問でありますが、企業が雇用

象となることはございません。しかしながら、外国人従業員による技術の違法な国外への持ち出しがなされないように企業において適切な技術の管理、輸出の管理をしていただいていることであるれば、企業の社内管理としての規制対象技術として判別して管理しなければならないということであれば、社内管理としての規制の範囲外だということであれば、社内管理としての規制対象技術として判別して管理する、そういうことをする必要がなくなるんだと思うんです。それはどちらかというのを明確にお答えください。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

規制対象外となるというものでございます。

○田村(謙)委員 ありがとうございます。

法文上ですとそれがはつきりわからないという声を聞きましたので、この場で確認をさせていただきました。今後、政省令等でも、いろいろな形ではつきりとしていたいた方がいいんじゃないかなということを申し上げておきたいと思います。このような仕組みも活用しながら、企業に對して適切な輸出管理を促していただきたいと考えております。

○田村(謙)委員 まだ法律の条文しかない段階なので、一部に、企業の管理責任はどうなっているかよくわからない、場合によつては相当責任が問

ひきました。今後、政省令等でも、いろいろな形ではつきりとしていたいた方がいいんじゃないかなということを申し上げておきたいと思いま

ます。このような仕組みも活用しながら、企業に對して適切な輸出管理を促していただきたいと考えております。

○田村(謙)委員 まだ法律の条文しかない段階なので、一部に、企業の管理責任はどうなっているかよくわからない、場合によつては相当責任が問

ひきました。今後、政省令等でも、いろいろな形ではつきりとしていたいた方がいいんじゃないかなということを申し上げておきたいと思いま

けれども、規制されるべき技術を盗み出して無許可で国外に持ち出すような違法な行為を行つた場合には、当該外国人は当然罰則、処罰の対象となります。我が国の大學生等研究機関から機微な技術がありますが、企業がその管理責任を理由に罰則の対象となることはございません。田村議員御指摘のとおりでございます。このために、大学等の研究機関における技術の管理を徹底することは、非常に重要なことでございまして、今般の法律の改正によりまして、新たに、輸出者等に対しても規制の範囲外だということであれば、社内管理としての規制対象技術として判別して管理しなければならぬということであれば、企業の社内管理としては規制の範囲外だということになるわけですけれども、そもそも規制の範囲外だということになるわけですね。それはどちらかというのを明確にお答えください。

○吉川副大臣 御指摘の件に関しまして、国際的

な平和及び安全の維持のためには、高度な技術を有する我が国の大學生等研究機関から機微な技術が国外に持ち出され、懸念用途に用いられることがあつてはならないと思っております。田村議員御指摘のとおりでございます。このために、大学等の研究機関における技術の管理を徹底することは、非常に重要なことでございまして、今般の法律の改正によりまして、新たに、輸出者等に対しても規制の範囲外だということであれば、社内管理としては規制の範囲外だということになるわけですけれども、そもそも規制の範囲外だということになるわけですね。それはどちらかというのを明確にお答えください。

○吉川副大臣 御指摘の件に関しまして、国際的

な平和及び安全の維持のためには、高度な技術を有する我が国の大學生等研究機関から機微な技術が国外に持ち出され、懸念用途に用いられることがあつてはならないと思っております。田村議員御指摘のとおりでございます。このために、大学等の研究機関における技術の管理を徹底することは、非常に重要なことでございまして、今般の法律の改正によりまして、新たに、輸出者等に対しても規制の範囲外だ

だということであれば、社内管理としては規制の範囲外だということになるわけですけれども、そもそも規制の範囲外だ

だということになるわけですけれども、社内管理としては規制の範囲外だ

て説明を行い、また先方からも、これについてはさらに具体的にどうしたらしいかというのをこれから、大学といつても総合大学もあれば技術大学もある、こういう中で、それぞれの取り組みを考えていきたいということをおおしやられておりま  
す。

私どもとしましても、文科省さんとも協力しまして、大学の中でさらに取り組みを深めていくことを一緒にやつていただきたいというふうに思つてお

○田村(謙)委員 事前にもうちょっと私もレクで  
お伺いすればよかつたので、これ以上は突っ込み  
ませんけれども。  
でをつづけます。ナサニエル、力不足、すこ  
ります。

が鈍い場合というのは、大学でも、多分大学によつて全然違つてくるんだと思ひます。大学事務局の動きというのは多分相当違つてくると思ひますので、それを徹底するためには相当個別の指導というのも必要なんだろうなうに思ひます。そこは、今後、引き続き精力的に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

さて、海外から来日している先ほどの留学生、研究生、あるいは労働者もありますけれども、そ  
ういった日本にいる外国人に対する管理というの  
は、当然、外為法だけに偏つても機能しないわけ  
でありまして、司法、治安、公安当局の緊密な連  
携によって行われる必要があるということであ  
ります。それについては、今後さらにどのように取  
り組んでいくかと考えているか、できるだけ具體  
的にお答えいただければなと思うんですけれど  
も、よろしいでしょうか。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。  
委員官指摘のとおり、機微な技術が外国へ持ち出されないようにするためには、関係機関とも十分に連携をすることが重要だと私どもも考えております。従来より、例えば内国管理当局、あるいは警察、あるいは税関、その他の政府部内の関係機関と密接に連携をいたしまして、その防止に努めているところでございます。

今後も、こうした取り組みを通じて、懸念ある者が機微な技術を外国で大量破壊兵器の開発等に利用することにならないよう、密接な連携を図つてまいりたいと思います。

ころもあるので教えていただきたいと思うんですねけれども、大体、連携しますというのはいつも言ふわけですよ。あらゆる施策について、関係担当省庁が幾つか絡む場合には、さらに連携を緊密にしますと。結局、お題目だけで終わることが多くて、何も実態は変わらないことが多いわけです。

今、ムダができるだけ具体的なところ答えてござりますが、二

私はできるだけ具体的にお答へなければいけないというふうにお聞きをしたんですけども、具体的な話というのは結局何も出てまいりませんでし  
た。お題目で終わっております。

今後さらに連携を深めるという場合には、当然、今までは何が足りなかつたのか、まさに事後評価的な、今までの連携でどこが欠けていた、あるいは、経産省さんのお立場でいいんです、ほか

の省庁にもうちよつとこういうことをしてほしいと思っていた、思っている、なかなか他省庁の話だとこの場では言いにくいと思いますけれども、そういうたった個別の論点があつて、その中で、さらにこの部分を改善していくことだと思いますんですね。それを言つたら何十分でもお話しになれるぐらいきっとあるんだと思いますけれども、例えばどういったところを具体的にえていきたいのか。

要するに、緊密な連携、別に新たに始める話で

はないはずですので、今後さらにもういつた部分を改善する、あるいは強化していくくというイメージはお持ちでいらっしゃるんでしようか。

○藤田政府参考人 なかなか定量的に御説明するのには難しいところがござりますけれども、私ども、現場で実際に外為法の許可等のさまざまな行政を行うに当たつては、実感としては、ほぼ毎日のように、いろいろな個別の事案につきまして、

警察あるいは税関、その他の機関と連絡をとり合つてございます。

例えば、工作機械の位置決め精度を偽つて外為法違反を犯して輸出したという事案が仮にあつたといたしますと、私どもは捜査をする権限はございませんので、実際にそれを例えれば強制捜査したり、あるいは司法の手続にのせるのは警察当局であり、あるいは具体的に言えば水際で物が出てくるのをとめていただくのは税関でございまして、そういう意味で、許可、不許可を扱う我々行政の立場に加えて、こうした税関であるとかあるいは司法当局と一緒になつて、日々こうした法律の執行に努めているところでございます。

そういう意味では、今後も、北朝鮮の問題等々、安全保障貿易管理をめぐる要請というのは強くなつてくると思いますので、引き続き協力を図つていきたい、こう思つております。

○田村(謙)委員 結局、他省庁の話ですし、より具体的なことはおしおれないと存じます。実際、警察にしても税関にしても、マンパワーの限界がありますので、大変重要なからといつてそこに人員をさらに入れてられるかというのは、税関なら税関、警察なら警察での、まさにそれぞれの優先順位の中で決める話というのはあると思つますので、だからこそ具体的なことは言えないと思うんですね。

今ちょうど私も思い出しましたのは、そういう各省庁緊密な連携というのは幾らでも話はありますしたけれども、私も財務省出身で金融もかわつておりますので、貸金業法改正の議論を三年前においていたときに、当然、やみ金の取り締まりで、警察との連携をさらに深めますというふうな、そういうお題目の話というのはまた出てまいりました。やみ金というのは、そこに入ればすぐわかります。でも、実際、今でも至るところにありますわけですよ。本当に、要は人を割いて取り締まろうと思えばかなり簡単にできる。そういう意味で、一番わかりやすい例で、そこは警察の優先順位、マンパワーの問題で、なかなかそこまで一

警察あるいは税関、その他の機関と連絡をとり合ってございます。

例えば、工作機械の位置決め精度を偽つて外為法違反を犯して輸出したという事案が仮にあつたといたしますと、私どもは捜査をする権限はございませんので、実際これを列えず魚肉搜査をして

り、あるいは司法の手続きにのせるのは警察当局で  
あり、あるいは具体的に例えば水際で物が出てい  
くのをとめていただくのは税関でございまして、  
そういう意味で、許可、不許可を扱う我々行政の  
立場に加えて、こうした税関であるとかあるいは  
司法当局と一緒にになって、日々こうした法律の執  
行に努めているところでございます。

等々、安全保障貿易管理をめぐる要請というのは強くなつてくると思いますので、引き続き協力を図つていきたい、こう思つております。

○田村(謙委員) 結局、他省庁の話ですし、より具体的なことはおつしやれないんだと思います。実際、警察にしても税関にしても、マンパワーの限界がありますので、大変重要だからといって

そこへ人員をさらに充てられるかというのは、税関なら税関、警察なら警察での、まさにそれぞれの優先順位の中で決める話というのはあると思うので、だからこそ具体的なことは言えないと思うんですね。

今ちょうど私も思い出しましたのは、そういう各省庁緊密な連携というのは幾らでも話はありますしたけれども、私も財務省出身で金融もかかわつておりましたので、貸金業法改正の議論を三年前にしていたときに、当然、やみ金の取り締まり

な、そういうお題目の話というのはまた出てまいりました。やみ金というのは、そこに入ればすぐわかります。でも、実際、今でも至るところにありますよ。本当に、要は人を割いて取り締まろうと思えばかなり簡単にできる。そういう意味で、一番わかりやすい例で、そこは警察の優先順位、マンパワーの問題で、なかなかそこまで一

網打尽に取り締まることができないような事情というのには、特にやみ金に関してはかなり明らかだつたなどという印象を私は持つております。本件に関しては、もちろんそんなわかりやすい例ではありませんけれども、ぜひそこは、経産省さんとしても、重要性を引き続き司法部門に訴え

さて、また別の質問ですが、今回の外為法改正案におきまして、輸出者が輸出者等遵守基準に従うということが定められているわけでありますけれども、そもそも多くの主に大手企業は、安全保証貿易管理のためのいわゆるコンプライアンスます。

併隨意行動のためのいわゆる「アーリーアクセス」プログラムというものを既に今整備して、自主的に実施しているという話を聞いているわけですが、それとの比較というのが法令上ではわから

りませんので、ちょっとお伺いをしたいと思いま  
す。

要は、今回の輸出者等遵守基準というのは、大手企業のいわゆる自主的なコンプライアンスプログラムと同じようなレベルのものを義務づける、そういうものなのか。もしそうであれば、何にもではないでしょうかけれども、大手企業はほとんど、もともと持っている自主的なコンプライアンスプログラムを若干微修正するとかだけで済むと思うんですけれども、そういう同等なレベルのものなのかということ、あと、中小零細企業にないまししたら、そもそもそういう自主的な取り組みというのになると手が回らない企業の方が多いと思うんですね。そういうふた中小零細企業に関してても同

じレベルの社内管理体制整備を求めるのか、その  
方向性についてお答えください。

○吉川副大臣 中小零細・小規模企業に関しましての田村先生から御懸念をいただいたところでございまして、今回の安全保障貿易管理の徹底のために、中小零細企業を含む幅広い企業が、みずからしつかり輸出管理を行うことが当然必要だと

思っております。このために、今般の改正によりまして、経済産業大臣が輸出者等に対しまして輸出管理体制の整備を求める仕組みを導入いたしております。

この仕組みに従いまして、中小零細企業を含む輸出者に求めることとなる事項につきましては、まず、貨物や技術が規制対象となるか否かの確認、次に、需要者、用途の確認を行な際の責任を明確化すること、安全保障貿易管理制度の社内周知に努めることなど、輸出管理をしっかりと行うための必要最小限の内容として予定をいたしております。

○田村(謙)委員 ありがとうございます。

基本的方向性 まさに過度な負担をかけないといふのは大変大事なことであります。今、それこそ、最近はこの世界不況で余り言われなくなりましたけれども、ちょっと前までは官製不況という言葉があつて、過度な規制によって、まさにそれが不況の引き金を引いているというような話もありましたので、もちろん安全保障は大変大事でありますけれども、それによって企業の発展を阻害するようなことはぜひ避けいただきたいといふ思いで聞いているわけであります。

今お答えいただいたんですが、さつきもお聞きしたんですけれども、さらに具体的にちょっと分けてお聞きをしますと、まず、大企業の自主的なコンプライアンスプログラムがありますね。私は、あるのは知っていますが、各企業がどういうものかと比べたことはありません。ですから、結局、企業によつてまちまちだというお答えならそれでいいんですけれども、一般人が見るような大手の企業のコンプライアンスプログラムであれば、既にもうほとんどみんなクリアしているから要は何もする必要がないのか、それとも、そ

○上田政府参考人 お答え申し上げます。  
今お話をありました大企業につきまして、大企業で、社内で安全保障貿易に関する輸出管理社内規程を設けている企業は、例えば輸出管理体制であるとか取引審査でありますとか、あるいは資料管理でありますとか、幾つかの項目にわたつてその規程をつくつておられます。

こういう企業につきましては、今回の遵守基準について、さらに負担があるということにはならないというふうに理解しております。

○田村(謙)委員 今、過度なじやなくて、さらには、私も全部、全部というか、私の質問がある意味でアバウトでありますから、どの範囲まで

の企業のそういう社内管理体制は大丈夫だといふ、範囲までは私は今お伺いするつもりはありますけれども、それなりのものを備えたところにせんけれども、それなりのものではないというふうに理解しております。そこには、私も全部、全部というか、私の質問がある意味でアバウトでありますから、どの範囲まで

貿易管理制度の社内の周知を一度、その企業の規模や業種によっていろいろ差異はあると思いますけれども、その企業がかかわり合いのある規制の負担はないとおっしゃいましたので、それは基本的にささらにプラスアルファを求める関しては、それにささらにプラスアルファを求める部分については社内できつちり周知を図つてください」というような範囲になつてくるかと思います。

○田村(謙)委員 ありがとうございます。

まさに、担当者を決める、そして社内周知を徹底する確かにそのぐらいの差で、私も素人ながら必要最小限だなというふうに思います。そこは、今後具体的に詰めていく際に、結局さらなる負担にならないよう、今おっしゃったラインでぜひおさめていただいて、その部分についてはまさに中止企業への周知徹底を御努力いただきますようにお願いをいたします。

さて、時間が大変限られてまいりまして、私もいつも時間配分が下手ですので、不正競争防止法について数分間だけ、ちょっとだけ質問させていただきます。

先ほど古川委員もいろいろと御質問になつていました。もう時間もないでの簡単にお伺いしますけれども、今回の不正競争防止法、先ほども議論のあつた親告罪について、古川委員に対するお答えでも、もちろん各国のことはいろいろと調べておられると、何かイメージがもしもあるのであればお答えください。

いろいろな審議会で、領空侵犯と言われながら、まさに法務省の管轄の法律改正をいろいろ促してきた、その御努力がむなしく終わった場合もありますが、その思いはまさに経産省が常日ごろ思つていらつしやることだと思います。

いろいろな審議会で、領空侵犯と言われながら、まさに法務省の管轄の法律改正をいろいろ促してきた、その御努力がむなしく終わった場合も多々あつて、それは私は問題だと思っているんですね。今回の件に関しても、私は詳しくはないけれども、やはり日本の経済発展のためにも、さらに法務省の重い腰を上げていただく、まさに刑訴法改正を目指してさらに頑張っていただく必要があ

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。  
具体的な基準の内容は今後省令で定められてい

くことになるわけでございますけれども、中小零

細企業に関して申し上げれば、まず、輸出しようとする貨物や技術が規制対象となるのかならないかをだれが判断するのか、その会社においてだれが責任を持つて判断するのか。

あるいは、輸出するものがどういう需要者に使われる、そして用途が大量破壊兵器の関係ではないかとか、それについてお答えください。

○森川政府参考人 お答え申し上げます。  
昨日のレクで、担当者にイギリスの様子はどうなんですかと聞いたところ、単に担当者はその場に資料をお持ちじゃなかつただけだと思います。

たと思うんですけども、主要先進国の中ではイギリス、フランスも親告罪とはしていないということですね。はい、わかりました。もう時間がありませんので、今日はお話しをいたしません。

例え、ドイツの不正競争防止法におきます商業秘密侵害罪は親告罪であるというふうに認識しております。

るというふうに私は思つております。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

その点に關して、ぜひ最後に、担当者としても  
しお考えがあれば、その思いをお答えいただきた  
いなと思うんですけども、いかがでしようか。

委員御指摘のとおり、刑事訴訟手続の觀点からいへば、営業秘密のいわば侵害を防ぐ対策、非常に重要な問題だと考えております。そうした意味で、今回の法律案を取りまとめる審議会でも、この手続の問題につきましては、かなり議論を積み重ねておられますし、法務省とも緊密に連携をして検討しているところでござります。

報告書に書かれておりますように、私ども、この手続の問題につきましても、もちろん、憲法上の問題がござりますので、容易な問題ではないと認識をしておりますけれども、法務省とよく緊密に連携をして、可及的速やかに望ましい結論を得るよう、努力をしたい、かように考えております。

○東委員長 なところで、憲法解釈も変わるものであいますので、いろいろとおつらい、法務省とやつていると何も進まないというのはあると思います。ですから、ぜひ経産省さんは、より独自の見解をどんどん明らかにしていただきたいなということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

たしました。  
次に、近藤洋介君。  
○近藤洋介委員 民主党の近藤洋介でございま  
す。

本日は、不正競争防止法そして外為法の質疑機会をいただきまして、委員長、理事の皆様に心より感謝を申し上げます。

本法案の質疑に入る前に、一点だけちょっとお伺いしたい点がございますので、お答えいただければと思います。

産活法等でも、中小企業政策、また我が国の金融の目詰まりについてどのように対処するのかと、いう議論を重ねてまいりましたが、昨日、日本政

資本主義の、て政財・二党が民營化を三年先

第1章 銀行について此用にあたる比喩を三つ分  
れについて議員立法という形で法案を近く提出す  
る方針を決めたという報道がなされました。  
私は、かねてから、いわゆる竹中路線といいま  
すか、公的金融の民営化論に危惧を表明してま  
った男でありますけれども、この政投銀の民営化  
化先送りというのはよくわからない、民営化の否  
定なのか、そうでないのか、この段階ではよくわ  
からぬわけでありますけれども、いずれにしろ、  
この政投銀の民営化を先送りしたという与党の決  
定について大臣にお伺いしたいんです。

商工中金、こぢらの方も民間化といふのが決まりをしてるわけであります。政投銀が先送りされたということに合わせて、商工中金については、同じような中小企業金融の扱い手として課題を抱えているというか、政策の使命を帯びておられるけれども、どのように対処するお考えなのか、お答えいただけますか。

金の民営化に際しまして、私は、災害や貸し渋り等、つまり、いざというときには国の政策的な要請にきちんとこたえていかなくてはならないといふことを主張を繰り返してまいりましたが、今ちょうどこういう時期に当たつたわけであります。

そこで、新体制のもとで危機対応業務が制度化され、今そのことに懸命に努力をしているところですが、年度末までに商工中金は、中小企業向けで約三千億円、中堅向けには七百億円の審

績を上げて いるところで あります。今議員が御指摘になりましたよ うなこと で、今後において、政府・与党が必要な予算や法改正の検討を行つておるこ とであります が、御質問の完全民営化の時期につきましても、その中で検討されるだろ うと考 えています。中小・中堅企業の資金繰り支援に万全を期すた めに、我々は常に必要な措置を講じてまいらなくしてはなりませんが、今、この議論も見守つていき

たい、このように考えております

○近藤(洋委員) 太臣の御答弁を分析すると、検討をしなければいけないというふうに受けとめるのですが、すなわち、商工中金についても、しだがつて、そういう全体の中で検討する、しなけ

ればいけない、対象になつてゐる。こういうことでござりますね。まだこれはこれから議論されるということでしょうけれども。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですが、急遽の通告で恐縮なので、これは事務方にお答えいただければと思うんです。

日本政策金融公庫の方でありますと、これはけさの日本経済新聞でありますけれども、人員削減を

計画を計画しておつたわけだけれども、これについて、二〇一〇年までの五年間に合計八千七百名いた役職員数を五%削減する方針を凍結するといふことを政府に要請している。経済産業省、財務省は近く結論を出すと。この記事の中では、人昌省は不足が原因で貸せないので追加経済対策の効果が薄れる（経産省）として、公車の要請を容認する

方針、このように書かれておりますが、経産省、この点について、今どのように対処する予定なのでしょうか、お答えいただけますか。

の実績で、國民事業で前年比二・五倍、中小事業でも三・五倍を超える水準になつております。これに伴いまして、業務量が大変増大をしております。これにつきましては、現在までのところ、問

接部門の人間を営業部門審査部門に振り向ける、あるいは夜間、休日に仕事をするといったことで対応をしてございます。

今般の経済危機対策におきまして、このセーフティーネット貸し付けの規模の拡大等が盛り込まれております。あわせて、政策金融公庫の対等関係の業務の円滑な推進に必要な体制の確保というのも盛り込まれております。

この具体的な内容、経費、人員をどうするかは、

今検討中でございます

○近藤(洋委員) 容認する方針と記事には書いてあるので、検討しております、こういうことにしておられますが、大臣の先ほどの御答弁の流れからいふと、恐らくそういう方向になるのかなと勝手にこちらは推測いたしますが、この場では、ちょっと法案審議とは関係ないので、私の意見だけ申し上げます。

こういう過去の政策金融、公的金融の見直しはやはり失敗、現状に対応し切れていないんだといふことは、政府も事実上こういうことでお認めになられているんだと思うんですね。ですから、私は、やはりこれま、たゞざるすると、例えば政改

銀の民営化を三年半先送りしたところで、本質的な問題の解決にはならなくて、というのは、民営化という大目標がある中で先送りされると、現場は、経営陣自体も、どちらを向いていいのか混乱をすると思うんですね。

完全民営化というのは、一〇〇%全部売つてしまふということなわけですが、私は、ある程度政

ことが私は必ずしもいいとは思わないということだけをこの場では指摘させていただきたい、このように思います。

先ほど 古川議員 そして田村議員からも指摘をされたところであります、この不正競争防止法の営業秘密侵害罪、平成十五年に設けられてから起訴件数はゼロ件であったということが指摘されました。

このことは、同僚議員が指摘したように、やはり実態にそぐわない、すなわち、構成要件の目的一、構成要件を見直さないとなかなか実態に対応できないということで、そのものを見直したとい

うこと自体は私も評価をしたい。すなわち、不正の競争の目的を改めて、不正の利益を得る目的、また保有者に損害を与える目的とするという、この侵害罪の目的要件を見直した、のこと自体、私は評価をしたい、こう思つわけであります。

ただ、問題はこの起訴件数がゼロ件だということの背景には、刑事件の裁判で企業の営業秘密が公開をされてしまう、そのため告発をする企業側が告発 자체をちゅうちょするのが要因だ、このように言われておるわけであります。

今回の法改正の議論の中で、政府の部内において、この営業秘密の裁判における公開について一部制限をしたらどうかという議論を真剣にされておるわけであります。

委員長のお許しを得て資料を配付させていただいているおりますけれども、この一枚目に、産業構造審議会の小委員会で、経済産業省側が四つの検討案を具体的に示しております。

この具体的な検討案、すなわち、それぞれ、公開そのものの停止であるとか、三番には傍聬人の制限だと傍聬人の秘密の保持であるとか、四つのさまざまな検討案を示しておりますが、残念ながら、法改正では現実には何ら措置がとられなかつた。

なぜこの措置がとれなかつたのか、理由をお答えいただけますでしょうか。

○森川政府参考人 お答え申し上げます。

営業秘密侵害罪に係ります刑事訴訟手続において、営業秘密の内容が公判審理の過程で公開するおそれがあるということで、企業が告訴をちゅうちょしているという指摘が、委員御指摘のところ、かねてからございました。

こういったこともございまして、産業構造審議会の知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会におきまして、法務省の方のオブザーバー参加も得まして、議論をしてまいりました。

そしてその中で、営業秘密を訴訟手続上も保護するため、今お配りいただいたような案も含め

まして、幾つかの法的措置について具体的に検討を行つたところでございます。しかしながら、この委員会におきましては、こういつた提案について、賛成を示す見解がある一方で、具体的な法的措置の詳細等についてさらに検討すべきである、ことの背景には、裁判の公開原則、被告人の防護、こういつた中で、裁判の公開原則、被告人の防護、こういつた点にも配慮しつつ、営業秘密を

訴訟手続上においても実効的に保護するために、刑事裁判实务に詳しい、通曉した専門家の意見も聞きながら、さらに検討を行つていく必要があるということになりました。

今後、この営業秘密侵害罪についての刑事訴訟手続におきまして、営業秘密の内容を保護する法的措置を設けるために、法務省と共同いたしまして、可及的速やかに具体的な成案を得ることを目指したいというふうに私どもとしては考えております。

○近藤(洋)委員 いざれにしろ、これは今後検討するということなんでしょうか、お伺いしたいのは、法務省、お忙しいところ、参考人に来て、経済産業省としてこの四つの案を出されたけれども、この小委員会の中で法務省は、私が聞いている範囲では、否定的な態度をとられた、この

ように伺つております。なぜ法務省は、営業秘密の公開をある程度制限することについてこの審議会の場において否定的な見解に立つたのか、お答えいただけますか。

○甲斐政府参考人 御指摘の小委員会におきまして、今お話をございました四つの措置が提案されたところをごぞいます。

法務省といたしましても、営業秘密の保護の重要性ということについては十分認識しているところでございます。他方で、提案された四つの措置は、何がしかの形でいずれも刑事裁判の公開を一定程度制限するという内容を持つものでござります。

そしてその中で、営業秘密を訴訟手続上も保護

裁判の公開が原則であるという規定がござります。さらに、憲法三十七条においては、被告人に公開裁判を受ける権利という、被告人の人権保障という観点からの規定もございます。したがつて、こういつた裁判の公開の例外を認めるということは、人権保障上の観点からも十分かつ説得的な立法事実の検討ということが必要になるものと思われます。

例えば、お示いただいた案の中でも、期日外の証人尋問ということが書かれておりましたけれども、本来これは、証人が入院していて裁判所に出てこられないというようなときに使われる手続でございます。これを裁判の公開をしないために使つていいのかという問題もござりますし、また、期日外尋問を実施しても、その結果は次の公開裁判、公開法廷の中で法廷に提出するという手続が予定されているものですから、結局、そこでせつかく秘密にしておいた内容が明らかになつてしまふんじやないか、そういう意味で、実効性がどれほどあるのかという点も問題になるところでございます。

したがつて、こういつた措置について真摯に検討しなければいけないと私どもも思つておりますけれども、その措置に合理性があるのか、あるいは被告人の防御活動を制約しないのか、それから実効性という点でどうなのか、こういつた点も含めて、なお慎重に検討する必要があるというふうに考えられたところでござります。

○近藤(洋)委員 憲法の制約は十分承知した上で伺つておるわけですが、しかし、先ほど田村議員も指摘をしたように、憲法に一定の裁判の公開の原則がある国でも、米国でも、営業秘密は守るという形で裁判で手続をつくつておる国もあるわけですね。要は、守るべき法益は何か、こういうことだらう、このように思つておるわけであります。

吉川副大臣、もしあれだつたらば、御決意いただいても結構でござりますが。

○吉川副大臣 大臣の言われたとおりでござります。民事裁判では、こういつた営業秘密は保護されているわけであります。もちろん、民事裁判だからといふこともあるわけですが、その成果もあつ

て、この十二年間で百二件、差しとめ請求とか、実際行われているわけですね。直近の平成二十年でも十三件、裁判が行われているわけです。かつ、営業秘密を侵害されたと言っている製造業の企業は三割もあるというこの被害実態を見れば、せつかく法律がつくられたのに実際に使えないという点では、これは全く、我々は何のために国会で審議しているのかわからない、このようと思うわけであります。

そこで、大臣、この件については、やはり急いで、いつまでにこの手続をとるんだということをきちんと示された方がいいと思うんですね。かつ、これは、法務省の気持ちもわからないで思われます。

例えば、お示いだいた案の中でも、期日外の証人尋問ということが書かれておりましたけれども、本来これは、証人が入院していて裁判所に出てこられないというようなときに使われる手続でございます。これを裁判の公開をしないために使つていいのかという問題もござりますし、また、期日外尋問を実施しても、その結果は次の公開裁判、公開法廷の中で法廷に提出するという手続が予定されているものですから、結局、そこでせつかく秘密にしておいた内容が明らかになつてしまふんじやないか、そういう意味で、実効性がどれほどあるのかという点も問題になるところでございます。

したがつて、こういつた措置について真摯に検討しなければいけないと私どもも思つておりますけれども、その措置に合理性があるのか、あるいは被告人の防御活動を制約しないのか、それから実効性という点でどうなのか、こういつた点も含めて、なお慎重に検討する必要があるというふうに考えられたところでござります。

○近藤(洋)委員 憲法の制約は十分承知した上で伺つておるわけですが、しかし、先ほど田村議員も指摘をしたように、憲法に一定の裁判の公開の原則がある国でも、米国でも、営業秘密は守るという形で裁判で手続をつくつておる国もあるわけですね。要は、守るべき法益は何か、こういうことだらう、このように思つておるわけであります。

吉川副大臣、もしあれだつたらば、御決意いただいても結構でござりますが。

お答えをさせていただきます。

現時点で結論を得る時期を具体的に明示する」とは、申しわけありませんがなかなかできないのですけれども、営業秘密侵害罪の実効性をより一層高めるために、一刻も早く結論を得られるようになりますべきであるということは大臣もお答えをしたとおりでございます。

経済産業省としては、産業界等からの声を踏まえつつ、刑事裁判の専門家等の意見も聞きながら、法務省と共同して検討を行つてまいりますけれども、具体的な成案を得るよう最大限の力を傾注してまいりたいと考えております。

○近藤(洋)委員 法務省、せっかく来ていただいているので、こういつた副大臣なり大臣の御答弁を踏まえて、ぜひ一定の制限を、営業秘密がみだりに流れないような仕組みづくりについて、法務省としてそういう方向で検討するということがないと、この法案が仮にできたとしてもなかなか実効性がないというのは、私が繰り返し指摘申し上げたとおりであります。

ぜひ、法務省としてきちんと対応する、一定の何らかの措置をとるんだと。これは運用でやる話

ではないと思うんですね。刑事訴訟の話でありますから、やはり仕組みが必要だと思うんですけれども、法務省、重ねて御答弁いただけますでしょうか。

**○甲斐政府参考人** 法務省といたしましても、常に業秘密の重要性については十分認識しているところでございます。

秘密漏えい罪につきましては、これまでも、立証上の工夫によって、秘密の内容そのものを法廷に出すというのではなくて、秘密性をきちんと立証するという努力がなされているところでござります。

今後、経済産業省とも十分緊密に連携して、内容について協議して議論を深めてまいりたいといふうに考えております。

きたい。重ねて指摘をしたいと思います。

だつたわけですが、領得をするとということをものになつた、これは一定の前進だろう、このようになつたがつた、イツや英國は領得だけではなくて未遂でも処罰の対象になるわけであります。また、最も厳しい米国でも、産業スパイ法、経済スパイ法などでは処罰の対象となつてゐる。

企業間の連携であるとか共同開発というのはもう国際的に広がつてゐるわけとして、そういうことを考えますと、ある程度こういったものは国際化を考えれば、米英独並みの水準に合わせるべきで、このように思うわけです。

特に日本の場合は、米国との共同開発なり、とたドイツや英國との共同開発が多いということを考えますと、ある程度こういったものは国際化

なかつたか、このようにも思ひますが、そのと  
ついて、なぜ合わせなかつたのか、お答えいよ  
だけますでしょうか。

○谷合大臣政務官 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、国によりましては、営業  
秘密侵害の未遂行為また予備行為についてまで刑  
事罰の対象としております。

我が国におきましては、これまで、現行の不正  
競争防止法におきましては、営業秘密侵害罪は  
正な使用、開示行為を中心として刑事罰の対象  
してきた、ここも事実のとおりでございます。ま  
回の改正では、営業秘密の不正な使用、開示の

段階であります不正な取得 領得の時点をもつて  
処罰対象といたしました。

なぜ米国、ドイツ並みにしないのかという話  
がありますが、まず、今回の改正におきまして、に  
罰対象の早期化を図ったということが一点であ

ます。二点目としましては、刑事罰の対象行為の

○近藤(洋)委員 私は、ある程度国際基準に合む  
せてもよかつたのかな、このように思うわけでもあります。  
重ねてお伺いしたいんですが、国際標準という意味においては、さらにこういった海外の国の中では、外国政府を利する目的や外国での利用について罰則の加重を行つてゐるわけですね。我が国にはそういう規定はない。  
技術立国日本ということを考えますと、国が  
ということを考えますと、海外での利用につい  
て、要するに、海外での技術流出について厳し  
チエックをかける、厳しい刑罰を科すということ  
も、これは国益を考えれば一つ理にかなつたこと  
ではないか、このようにも思つますが、なぜゼ  
回の改正ではこうした改正を行わなかつたのか、  
お答えいただけますでしょうか。

○谷合大臣 政務官 今回の改正案におきましては、営業秘密侵害罪の目的要件を因利加害目的に変更することから、まず、外<sup>國</sup>政府を利するたまに営業秘密を侵害する行為に対してこの因利がるわけでありますから、実効的な抑止が可能になると考へております。

アメリカ、ドイツ、韓国のように加重要件を課さないのかという話であります、まず、日本で営業秘密侵害罪に該当する行為の場合ですが、一年以下の懲役または一千万円以下の罰金、またそれが併科されるということから、この時点では十分に、加重要件が加えられた韓国とかドイツ並

みになつております。加重罰を設けようとしないでおりましても、加重要件を設けないと、この分野の規制は実質的でないといふべきである。

十分なものであると考えております。

引か当然の常識になつてゐるわけでありますから、こういった海外水準に合わせるということともうこういった分野については重要だろう、このようにも思つておられます。

法務省さん、もうよろしいですから、退席されて結構です。ありがとうございました。

統続きまして、外為法関連についてお伺いしたいと思つております。

この法案の改正そのものは、中身そのものはまさに時にかなつたものであろう、このように思つてゐますが、外為法で専ら規制をしていくわけであります。外為法というのは、技術輸出について大変広範に規制をかけている重要な法律なわけでありますけれども、技術輸出というのは日本の産業にとって、輸出自体は、輸入もそうですが、極めて重要だと思つてゐるわけであります。

ただ一方で、北朝鮮のミサイル発射に見られる

ように、いわゆる不心得国家もいつ出てくるかわからない状況にあるわけでして、こういつた日本が技術が場合によつては武器に転用される、使われてしまう、こういつた問題について不斷の注意を払わなければいけない、このように思うわけであります。

こうした武器の、核の不拡散も含めて、ミサイル関連技術なりそういつたものの広がりを防ぐための国際協力の枠組みというのは、それぞれの枠組みがあり、また機能しているわけでありますけれども、こうした国際間の枠組みに参加していない国も多數あるわけであります。例えばワツヤーの国も多數あるわけであります。

ナリ・アレンジメントであるとか生物化学兵器にかかる規制の枠組みであるとか、そうした枠組みに入っていない国を経由して、日本の技術が輸出、そして使われるという可能性もある。

そこでお伺いしたいんですが、通常兵器を扱

う、いわゆるワツセナーアレンジメントと呼ばれる枠組みがありますけれども、この参加国といふのは全体で何カ国で、うちアジア地域は何カ国参加しているのか、事実関係をお答えいただけますか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

レンジメントに加盟している国は全体で四十カ国でありまして、このうち、アジアにおいて我が国以外にワッセナー・レンジメントに加盟しているのは大韓民国のみとなつております。

○近藤(洋)委員 そうなんですね。たつた一カ国しかない。これは通常兵器でもそんなわけであります。

ですが、いわゆるワッセナー・アレンジメント、通常兵器ですね、核兵器に関する枠組み、または生物化学兵器に関するオーストラリア・グループ、またミサイル関連規制、それぞれの参加国を書いておりますが、アジアの国というのはほとんど参加していない、こういうことなわけです。この参加国の中での規制の枠組みは、これは皆守ればいいわけですねけれども、ほとんどアジアの国が入っていないということであるわけですから、それ以外の国にどうやつてきちんとした輸出管理をさせるか。また、日本がそういった国に輸出した場合、第三国にどう流れてしまうのかといふ管理体制をしつかり組む必要があろうかと思うのです。

○谷合大臣政務官 委員御指摘の点は大変重要な  
点であると認識しております。  
国際社会が協力して安全保障貿易管理に取り組  
うことは日本の技術の不正使用を防ぐためにも極  
めて重要だらうと思うわけです。政府としてそ  
した取り組みを積極的にすべきだと思いますが、い  
かがでしようか。

しない、とりわけアジア各国のお尋ねがありますが、まず、日本としてどういうことをしているのかということについてお答えさせていただきますと、ワッセナー・アレンジメント等の国際レジームに参加せず、安全保障貿易管理が十分行われていないアジア各国におきましても管理がしっかりと行わられるよう、輸出管理当局間の交流、協力を深めています。

具体的には、平成四年以降、毎年、アジア諸国の輸出管理関連部局の幹部を日本に集めまして、制度整備に向けたセミナーを開催しております。また、各国におきます産業界向けのセミナーを、現地政府と共に催する形で、これまで二十五回開催しております。

このような取り組みをしながら普及啓発活動に努めているところでありますて、引き続き、アジア各国におきます安全保障貿易管理体制の整備をしっかりと支援してまいります。

○近藤(洋)委員 ぜひ引き続き進めていただきたい、こう思います。

一方で、この技術輸出については、危ないところについては厳しくするのと同時に、ある程度信頼のできるものについては包括的に与えるとか、そういうため張りというのが大事なんだろう、こう思うんですね。その点からも、ぜひそういった制度の運用をしていただきたい、このように思うことも付しておきたいと思います。

また、これは本法案とは若干関係ないんですけど、技術輸出に関連して一つ、武器輸出に関連してちょっとお伺いしたいと思います。

事実関係でありますが、我が国は、いわゆる武器輸出三原則というものを掲げておるわけであります。その武器輸出三原則の例外となつていてる国、また例外となつていてる対象というものはどういうものなのか、簡単にお答えいただけますか。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

まさに委員が委員会に提出した資料の中にそ�いう例示が示されているわけでござりますけれど

具体的には、平成四年以降、毎年、アジア諸国との輸出管理関連部局の幹部を日本に集めまして、制度整備に向けたセミナーを開催しております。また、各におきます産業界向けのセミナーを、現地政府と共催する形で、これまで二十五回開催しております。

このようない取り組みをしながら普及啓発活動に努めているところであります。引き続き、アジア各国におきます安全保障貿易管理体制の整備をしつかりと支援してまいります。

○近藤(洋)委員 ゼひ引き続き進めていただきたい、こう思います。

い、こう思います。

一方で、この技術輸出については、危ないところ、要するに規制を強くしなければいけないところについては厳しくすると同時に、ある程度信頼のできるものについては包括的に与えるとか、そういうたためり張りというのが大事なんだろう、こう思うんですね。その点からも、ぜひそういった制度の運用をしていただきたい、このようにも思ふことも付しておきたいと思います。

また、これは本法案とは若干関係ないんですけど、技術輸出に関連して一つ、武器輸出に関連し

てちよつとお伺いしたいと思います。  
事実関係でありますから、我が国は、いわゆる武器輸出三原則というものを掲げておるわけであります。その武器輸出三原則の例外となつていてる國、また例外となつていてる対象というものはどういうものなのか、簡単にお答えいただけますか。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

まさに委員が委員会に提出した資料の中にそういう例示が示されているわけでござりますけれど

も、政府といたしましては、武器の輸出管理について、武器輸出三原則によつて慎重に対処すると、いう方針を堅持しつゝ、他方、武器に該当するものの輸出等であつても、国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等の趣旨を損なわないものとして、例外的に武器輸出三原則によらないこととしているものがござります。

例えば、日米の防衛分野における相互技術交流の一環としての米国への武器技術の供与、あるいは弾道ミサイル防衛システムに関する案件につきましては、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するという観点から、厳格な管理を行うという前提で、武器輸出三原則によらないこととしております。

も、政府といたしましては、武器の輸出管理について、武器輸出三原則によつて慎重に対処するという方針を堅持しつゝ、他方、武器に該当するものの輸出等であつても、国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等の趣旨を損なわないものとして、例外的に武器輸出三原則によらないこととしているものがござります。 例えは、日本の中防衛分野における相互技術交流の一環としての米国への武器技術の供与、あるいは弾道ミサイル防衛システムに関する案件につきましては、日米安全保険体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するという観点から、厳格な管理を行うという前提で、武器輸出三原則によらないこととしております。

○近藤(洋)委員 関連してお伺いしたいんです  
が、そういった一部例外はあるわけですねけれども、今、防衛の技術開発というものは大変なお金がかかるわけで、そのコストを各國ともどのよう  
に負担するかということに頭を悩ませているわけ  
であります。が、こうした防衛関連の技術開発のた  
めに国際共同開発というのがほとんど主流になつ  
てゐるわけであります。

例えは戦闘機開発などでは、F-35は米国、英  
国、豪州など十二カ国による共同開発なわけであ  
りますけれども、こうした防衛関連技術の国際共  
同開発というものは、この武器輸出三原則をその  
まま適用すると、文字どおり読むと、我が国は参  
加できないというふうに読み取れるわけですが、  
これは防衛省に来ていただいておりますが、いか  
がでしようか。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

防衛分野の国際共同研究開発につきましては、  
今御指摘がございましたように、一般的に申し上  
げますと、こういうことをやりますと、装備品の  
開発、調達コストが低減するですか、相手方の  
ラブリティーが高められるというような効果があ  
るということがございます。参加国の国情の違い  
すぐれた技術の取得ができる、技術上のリスクの  
低減ができる、あるいは参加国間のインテラオペ  
レーティングが高められるというような効果があ  
るということがございます。参加国の国情の違い

により運用要求が異なるために要求性能の調整が難しいとか、相手国の開発計画や調達計画の変更に伴うリスクというものもありますけれども、そういうものを総合的に勘案して国際的な動きが出ているのは、御指摘のとおりだらうと思います。そういうふたものに我が国が参加をしていくといふ場合には、一方で武器あるいは武器技術の輸出を伴うということになつてまいりますので、これにつきましては、政府いたしましては、武器輸出三原則を堅持するということでやつてきたわけですが、さしあれども、先ほどの御答弁がありましたように、防衛分野につきましては、これまでも、必要な場合に個別に対応してきたということで対応がなされてきたものと承知をしております。

と、周辺の諸外国に対してもある程度安心感を持たせるという意味も含めて、日本がどんどんどんな行け行けじゃないんだ、海外共同開発をやるんだという枠組みになることが、逆に一定の抑止だということの効果もあるかもしれません。

そういう観点から、私は、この武器輸出三原則というものをもう一回、この運用について整理をするという時期もそろそろ来ているのかなという気がするわけであります。

その点について、経済産業省、防衛省、それぞれ来ていただいておりますけれども、まずは防衛省の方からお伺いしましょうか。防衛大綱をちょうど見直しているさなかと伺っておりますが、この点についていかがでしょうか。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

政府といたしましては、武器の輸出管理につきましては、累次御答弁がありますように、武器輸出三原則等のよつて立つ平和国家としての基本理念にかんがみて、今後とも引き続き慎重に対処するという方針を堅持することとなつていると承知をしております。

他方、御指摘がありました大綱上の問題等々につきましては、例えば同盟国たる米国とのBMD以外の共同開発・生産案件ですとか、テロ・海賊対策支援に関する案件というようなものが出てくる可能性がございまして、これにつきましては、既に、個別の案件ごとに検討の上、結論を得るということについていただいていると承知をしております。

○近藤(洋)委員 なし崩し的にするというよりも、一回頭を整理していくことが必要なんだろう、こう思うんですね。その方が私は的確だと思うのですが、最後に大臣、この点についてお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○二階国務大臣 武器輸出三原則につきまして、いろいろ資料をお調べいただいた上で御質問をちょうだいしたわけですが、今、近藤議員が言われたように、防衛技術の交流というふうな視点から、このことは大変重要な視点を御指摘い

ただいておると思つております。

ですから、私どもは、直ちに今三原則を云々する状況ではありませんが、御指摘のようなことをだといふことの効果もあるかもしません。

そういう観点から、私は、この武器輸出三原則といふものをもう一回、この運用について整理をするという時期もそろそろ来ているのかなという気がするわけであります。

○近藤(洋)委員 お話を聞きました。

○東委員長 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤斎でございます。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤斎でございます。

確かに今回の改正というのは、ある意味では必ずに今回の中でも、やはり将来は国連加盟のすべての国がという方向性を持ちながら制度の調和といふものを見つけていくべきだというふうに思っていますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

確かに今回の改正というのは、ある意味では必ずに今回の中でも、やはり将来は国連加盟のすべての国がという方向性を持ちながら制度の調和といふものを見つけていくべきだというふうに思っていますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

確かに今回の改正というのは、ある意味では必ずに今回の中でも、やはり将来は国連加盟のすべての国がという方向性を持ちながら制度の調和といふものを見つけていくべきだというふうに思っていますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

規制は、従来はほかの主要先進国に比べて日本の規制は少し甘いところがございましたけれども、今般の改正によつて、国際標準と言つていいかどうかわかりませんけれども、他の主要国と遙か色のないものになるというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 では、なぜこのままでは日本が今改正しようとしている方向性にあるものの、アジアも含めたいわゆる先進国以外の地域というのは、なかなかその制度がきちっとしていらないということだというふうに思つています。日本だけが規制を強化すればやはりそれなりの抑制というものが当然されますし、そうではなくて、先進国、途上国も含めて、世界全体で同じレベルでの規制をしていかないと、ある意味では、企業にとつたら企業の活動が抑制的になるしという、確かに今回の中でも、やはり将来は国連加盟のすべての国がという方向性を持ちながら制度の調和といふものを図つていくべきだというふうに思っていますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

の支援も図つてまいりたいと思います。

○後藤(斎)委員 もう一点、国際協調とともに、国内の法規制も、確かに外為法というのが一番ベースの法律としてあって、例えばその下、下といふのか、政令で輸出管理制度という形があつて、なつかつ、告示や規制というものがかなり多岐にわかつてあるのは現実だというふうに思います。以前も中小企業の経営者の方から、輸出したいんだけれども、どういう法体系になつてているのか実話しておきます。

○後藤(斎)委員 では、なぜこのままでは日本が今改正しようとしている方向性にあるものの、アジアも含めたいわゆる先進国以外の地域というのは、なかなかその制度がきちっとしていられないということだというふうに思つています。日本だけが規制を強化すればやはりそれなりの抑制というものが当然されますし、そうではなくて、先ほども、今回、議論が各委員からもあります。以前も中小企業の経営者の方から、輸出したいんだけれども、どういう法体系になつてているのか実話しておきます。

ながら、日本全国においても制度説明会を開催するなど、制度の周知も図つていただきたいと思つております。

○後藤(斎)委員 例えば、中小企業の方がインターネット等を通じて契約して製品をつくつた、そこで輸出をした途端、手続的に不十分であつて、なつかつべになつてしまつたというふうな事例が過去幾つかあつたようなお話を聞いています。その点も、善意かどうかは別としても、少なくとも周知という部分がきちつとした中であるべきだと思います。

続きまして、不正競争防止法の方に移らせていただきます。

當業秘密の漏えいということは先ほど古川議員がかなり細かく御議論をされておりますが、私も、一番この部分で大切なのは、今、この外為法の改正の問題もそうなんですが、現場に、事業者の方にこの法改正の内容と意義がきちつと伝わることがやはり必要だというふうに思います。その点については、多分同じような御答弁ですから結構なんです。

もう一点、今回、この法改正をして水際でチエック体制を厳しくしたり対象者を拡大しても、やはり行うべきは、技術というのは、ある意味ではすぐ目に見えるものではありません。そして、技術輸出や商品輸出といふのは、大きな経済政策の転換ということで、この数カ月間、内需拡大、拡大ということを言つていますが、これから一億二千八百万の我が国民がすべて内需拡大というふうに私は思っています。

そういう意味で、以前大臣とも御議論をさせていたいたいたように、中国を中心としたアジアの国や、ヨーロッパやアメリカも含めて、いいものをつくり、それを付加価値をつけて売つていて、そのことは当然のベースであります。そのとくとくことは当自然のベースであります。そのときに、水際でチエックするものがたくさんあります。

○後藤(斎)委員 あわせて財務省にお尋ねをいた

すけれども、水際のチエックとあわせて、特許や商標や意匠という形で知的財産は保護されつありますけれども、まだそれは実は十分ではありません。

大臣の御地元の和歌山というのも中国ではもう

意味で、都道府県の名前や市町村の名前までそういうふうな、それがブランド力をすぐ持つのかは

別としても、要するに商標ビジネスみたいなものも大きく問題になつているという中で、この不正競争防止法に基づく取り締まりというのには、平成十七年の法律の改正の中で、十八年から行われるという話を聞いております。

も大きく問題になつているという中で、この不正競争防止法に基づく取り締まりというのには、平成十七年の法律の改正の中で、十八年から行われるという話を聞いております。

いと思います。

この不正競争防止法違反物品の取り締まりとあわせて、特許権並びに商標権等の違反の事例も多発をし、お聞きをしている範囲では、二〇〇〇年から昨年まで、十倍以上の差しとめ物件があつたというお話を聞いております。

特許権並びに商標権等の違反の輸入差しとめの現状と対策についてもお尋ねをしたいと思いま

す。

○原政府参考人 特許権それから商標権侵害物品でございますが、これは、平成二十年の差しとめの実績でございます。

知的財産侵害物品全体で、件数で二万六千件でございました。点数で申し上げますと約九十四万点ということでございますが、このうち、商標権基づいて、それをゼロにすることはできないのかかもしれません、対策としてどのような対策を通りを行つていくのか。きょうは、財務省がおいでになつっています。簡潔で結構ですから、現状、対もしされませんが、対策としてどのような対策を通りを行つて、これらについての懸念を図るところです。

知的財産侵害物品全体で、件数で二万六千件でございました。点数で申し上げますと約九十四万点ということでございますが、このうち、商標権基づいて、それをゼロにすることはできないのかかもしれません、対策としてどのような対策を通りを行つて、これらについての懸念を図るところです。

これらの物品の効果的な取り締まりにつきましては、先ほど申し上げましたように、輸入差しとめ申し立てを通じました権利者からの情報提供が有効でございまして、これらについての懸念を図るとともに、税関における取り締まり体制の強化に取り組んできているところでござります。

○後藤(斎)委員 大臣をお答えをいたくのはも

う結構なんですが、今回、不正競争防止法を改正して水際でチエックができるようになります。

費地域では我が国と中国が突出している等々、非常に興味深い調査の内容があります。やはりこの調査に基づいていろいろな対策を立てていると思うのですが、その点について、まず特許庁の方からお話を伺いたいと思います。

○黒岩政府参考人 委員御指摘のとおり、特許庁の調査、昨年、特許庁が日本企業などを対象に実施したアンケートによれば、模倣被害を受けたと回答した企業等のうち、特許権の模倣被害があつたと回答したところが三三%、商標権の模倣被害が五四%に上つております。

特許権並びに商標権等の違反の輸入差しとめの現状と対策についてもお尋ねをしたいと思いま

す。

○原政府参考人 特許権それから商標権の模倣被害が五四%に上つております。



ざいます。

医薬品として実用化するというためには、先生が先ほどおっしゃいましたような、製薬企業と連携した、医薬品としての人においての治験というものが必要になってまいります。現在のところ、この連携先になる製薬企業というのはまだ見つかっていないという状況でございます。

農林省としては、今後、栽培条件の管理が容易である植物工場、こういったものを活用して杉花粉症緩和米を栽培することを考えております。こういった取り組みを通じて人での治験を促進しまして、医薬品としての実用化を目指していきたい、かようと考えております。

それともう一つ、知的財産の保護に関しては、これまででも、杉花粉症の原因物質を米に蓄積させれる技術というものについては、国内それからアメリカ、カナダにおいて特許出願を行っているところでございます。

○後藤(斎)委員 大臣、後で結構ですから。

もう一つ、私は、石破大臣がおっしゃった中で、今、遺伝子組み換えの蚕で人工血管をつくる、これもすごい技術だなと私は思って、よくこんなことを考える人がいるんだなと、本当に心から敬服をするんです。

人の細胞と蚕の細胞が何か非常に相性がいい、何で相性がいいのかもよくわからないんですけど。これもある意味では、心筋梗塞を患われている方のバイパス手術みたいなものが非常にやりやすくなるとかいつて、医療の部分でも非常に画期的な開発、発明だと私は思うんです。まだ実用化までには至っていないようありますけれども、やはりこれも、できるだけ早期に実用化に向けて御努力をしてもらう必要があると思うんです。

この点についても、現状と今後の見通しについて、特許の問題も含めてお尋ねをしたいと思いま

い、こういった絹糸を生産することが可能となつております。この絹糸を使いまして、人工血管の試作に成功いたしております。ラットで移植試験を行つたところ、血管が詰まりにくい、こういつた結果も得られているということでございます。

今後につきましては、医療機器という取り扱いになりますこういったものの実用化に向けまして、ラットが終わっておりますので、今度は豚での実験を経まして、最終的には人での安全性なり有効性の試験を行っていくことになるというふうに考えております。

それと、知的財産につきましては、この蚕の絹糸を使って人工血管をつくる技術といったことに於いては、現時点では国内のみで特許出願を行つております。一方で、蚕によります医薬用途に用いられるような有用なんばくの生産技術といったものにつきましては、アメリカほか、海外にも特許出願をしているところでございます。

○後藤(斎)委員

今、総務官からお話をいただきましては、現時点でも先ほどの花粉症緩和米と同様の面もござりますけれども、実用化が見込まれる技術、それと重要な技術が開発された際には、国内のみならず、積極的に海外での知的財産取得に努めていくこととしたないと考えております。

たように、例えば杉花粉症緩和米を開発するにしても、実用化に当たつて、多分日本の医薬品メーカーがなかなか連携をしてくれないというのは、これは私の想像ですけれども、医薬品メーカーからいえば、既存の自分たちのつくった現行の薬がやはり売れなくなるというのは当然ですね。その差だと僕は思うんです。

この間、この委員会でもやつたベンチャーベンチャーは、これはやはり日本農業の大きい転換だと思う

く発想の転換をしなければいけないと思うのは、先ほどもお話ししたように、いつまでにどのくらいの例えれば雇用規模とか生産規模を目指してといふことがやはり足りないんです。

あわせて、もう一つ言わせていただくと、平成二十二年度の農水省の知的財産の戦略的創造、保護、活用という対策費でも、十三億なんですね。この部分で全部を賄えというのは、大臣、余りにも酷だと思うんです。大臣がいつもおっしゃつておられる健康だとか医療だとか環境だとか、バイオの力を使つた、今お話をしたこの二つだけとつても、多分これから輸出化も含めて、日本でつくった技術というものが諸外国に非常に大きく売れていくというものを、本当に真正品として確立できるすごいものだというふうに僕は思つているんです。

ですから、私は、これをぜひ大臣のリーダーシップで、石破大臣とも相談していただきて、私が農水大臣になればまた違つた考えをしますけれども、そうではないので、大臣、本当にぜひそれをやり遂げていただきたいんです。あわせて、時間も来ているので、大臣にお尋ねをしたんですが、大臣が石破大臣と、ことしになつてから植物工場というのをつくりました。これも、今つくると、例えばフレームだけでも、ハードの部分だけでも、資材費も含めて、大体十アールくらいで三億円かかります。光熱費が、一年間に一千八百万もかかります。通常の施設型の野菜のハウス栽培みたいなものに比べると、やはり十倍以上初期のコストがかかつてしまふ、ランニングコストも、年間二千万近く電気代がかかってしまうということでは、多分、どうしても植物工場は進まないと思います。

今、単価を下げる努力をこれからコンソーシアムでやるという話はしているんですけど、やはりそれがも含めて、農商工連携ということで、LEDを使つた青い光を当てると野菜が、ビタミンが強化をされたりボリュームが強化をされたという

くつた農家の方や例えば農協の方というのは、そこで付加価値を高めて小売に売れるという大きいメリットがあるわけです。

その実用化に向けて、三年間で、今五十ある植物工場を百五十くらいには持つていいこう、そういう計画があるんですが、先ほどもお話ししたように、例えはそこでどのくらいの生産量が見込まれるとか、どのくらいの出荷額が見込まれるとか、そこでどのくらいの雇用があるというのは、今一番、大臣がいつもおっしゃつておられる厳しい経済環境の中で、なかなか出口が見えない、新しいものをという中で、本当に新しい仕組みなわけですよ。植物工場も、お聞きをする限り、ビジネスモデルみたいな形で、そのハードやソフトも一体的になつて、養液も一体になつて特許みたいなものを見るということはまだお考えになつてないようなんです。

ですから、その後、そのフレームも含めて、例えはサウジアラビアに売れる、砂漠の国に売れるということが、これはやはり大きな日本の雇用や産業の創造になりますから、私はそれをぜひ一緒にしていただきたいんです。その点について、いろいろな農水省の御意見も許みたいなものを見るということはまだお考えになつてないようなんです。

○二階國務大臣

後藤先生は農業の面での大変専門家でございますが、先ほどから、花粉症の問題等も含めて、お米の生産一つ考えても、あらゆる可能性を持つておるんだということを御指摘いたしましたが、私も、かねてそういうことに対する関心を持つておりますだけに、早速この問題について、農林省とも御相談をして対応したいと思います。

幸いにして、きょうは、夕刻といいますかもつと遅くなりますが、石破大臣が海外出張しますの

で、私はきょうの閣議で農林水産大臣の臨時代理を仰せつかつたところでありますから、先ほどの後藤議員の御質問の趣旨を農林水産省と御相談して、また適切なときにお答えをしたいと思いま

○塙本政府参考人 蚕を使いました人工血管につきましてですけれども、これも、遺伝子組み換え技術によりまして、人の細胞とより適合しやす

す。

今、知的財産の問題であります。私は、小泉内閣のころに、知的財産の問題で、これは中国に話をしなきやだめだということで、中国と話をするということになりました。中国の閣僚とこの問題の話に入りましたら、早速にしてフランスの閣僚やアメリカの閣僚から、話はどうだつたということで、大変世界的にこの問題に関心を持つてはいるということになりました。私は、あらゆる機会を通じて、国際的な場でも御相談を重ねていきたいと思います。

うだけではなくて、もつと建設的に、今御質問にありましたように、世界経済全体としても見過ごすことのできない重大な課題でありますだけに、私は、あらゆる機会を通じて、国際的な場でも御相談を重ねていきたいと思います。

まずは、やはり政府部内、今御指摘にありましたように、一体的にこれに対応していくということが大事だと思います。今、たくさんの問題を御指摘いただきましたが、そうしたことについて、医療の問題等についても、私どもは、例えばがんの問題でありましたら、文部科学大臣とかあるいは厚生労働大臣とかと一堂に会して相談をして結論を出すということを時々やつておりますので、そんな場でも御提案をいたしたい、このように思っております。

○後藤(斎)委員 ありがとうございます。

大臣、ぜひ予算の拡充についてもお願いしたいのと同時に、やはり模造品や商標、特許の違反といふのは国際的な枠組みをつくることが非常に大切だと思うので、その点についてこれからも鋭意御努力していただくことをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○東委員長 後藤斎君の質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

最初に、不正競争防止法にかかる質問をしたいと思います。

労使交渉とかあるいは労使協議に際して、使用者側から労働組合に開示された営業秘密を組合活動に必要な情報の共有として労働組合内部や上部團体に開示するという行為、これは正当な労働組合活動として行われるものなので、労働側に営業秘

密の侵害という罪には当たらないということは当然だというふうに思うわけです。

そういうのは随分減ってはおりますけれども、從前は企業員が残業のために営業秘密を持ち帰つたりUSBなどの媒体にコピーする。こういうことはこれまでから日常的に行われているのが実態です。いざれも、目的が残業のためなんですね。不正の利益を得たりとか企業に損害を与える目的というのは、これは全くそういう意味での持ち帰りじゃない。これは当然処罰対象外だというふうに思うんです。ですが、例えばその場合、上司の許可を得て持ち帰る場合だけじゃなしに、明示的な許可は得ていなければ、默示の業務指示に基づく場合も同様に対象外になると思うんですが、最初に政府参考人から確認しておきます。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御指摘で、残業をする場合にUSBメモリー等を持ち帰つたりコピーしたりする行為は日常想定されるわけでございますが、保有者の許可に基づく場合も基づかない場合も、いわばそういうふうに考えております。

○吉井委員 それから、労働組合などとの関係についても確認しておきたいと思うんです。労働組合では、例えば春闘の時期の賃上げとなつたときに、相手の方、経営側は、いや、それはなかなか大変だという話になつたときに、賃上げ財源をめぐつて、企業の財務分析とかあるいは企業の合併や業務提携、資産売却などの経営側の重要な経営方針に対して、その情報を事前に察知して、必要な意見を申し述べたりとか交渉する、終わります。

こういうことはよくあるわけですね。

ありがとうございました。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

最初に、不正競争防止法にかかる質問をしたいと思います。

然だと、使用者側と使用者の間には圧倒的な力関係の差というものがありますし、特に最近は雇用情勢が極めて悪化している中でですから、その力関係の差というのはさらには拡大して

労使協議の場以外で、組合員などが個々に持つ

ている情報を持ち寄つて、それぞれ情報を交き合

わせて分析を行うとか、そういう中で営業秘密に該当するものが含まれていた場合、これも労働組

合活動という正当な目的であれば処罰の対象にはならない、こういうふうに理解していいですね。

確認しておきます。

〔委員長退席、中野(正)委員長代理着席〕

○森川政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のような幾つかのケースにつきましては、いずれも、不正の利益を得るとか保有者に損害を加える目的、こういうことでございません。正常な労働組合の活動の一端ということでござりますので、この罰則の対象にはなりません。

○吉井委員 次に、使用者による処罰規定の濫用という問題について伺つておきたいと思うんです。そもそも、不正競争防止法で言う営業秘密には三つの要件、秘密管理性、有用性、非公知性というのがあって、単に社外秘という判断をぼんとついているだけのものでは営業秘密には当たらないと思うんです。しかし、労働者の方は、就業規則などで企業の内部情報全般についての守秘義務を負わされておりまます。中には、従業員に対し誓約書などを書かせて、その中で、民事賠償請求や刑事告訴を受けることがあることについて同意をさせられたり、民事賠償や刑事告訴について異議を申し述べないと書かされている場合もあるわけです。

労使の現場では、これらの就業規則上の守秘義務としての秘密、不正競争防止法上の営業秘密、

さらには個人情報保護法上の個人情報などがぐ

じやぐじやになつてゐるというか混然一体という

か、そういうふうに区別されていない場合も多い

わけですが、使用者側からすれば、コンピュータのログなどを確認すれば、外形上の持ち出

し、コピー等の行為は特定することは簡単なんで

す。

ですから、もともと労働者と使用者の間には圧倒的な力関係の差というものがありますし、特に最近は雇用情勢が極めて悪化している中でですから、その力関係の差というのはさらには拡大して

労使協議の場以外で、組合員などが個々に持つている情報を持ち寄つて、それぞれ情報を交き合わせて分析を行うとか、そういう中で営業秘密に該当するものが含まれていた場合、これも労働組合活動という正当な目的であれば処罰の対象にはならない、こういうふうに理解していいですね。

確認しておきます。

〔委員長退席、中野(正)委員長代理着席〕

○森川政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のような幾つかのケースにつきましては、いずれも、不正の利益を得るとか保有者に損害を加える目的、こういうことでございません。正常な労働組合の活動の一端ということでござりますので、この罰則の対象にはなりません。

○吉井委員 次に、使用者による処罰規定の濫用という問題について伺つておきたいと思うんです。そもそも、不正競争防止法で言う営業秘密には三つの要件、秘密管理性、有用性、非公知性といふのがあって、単に社外秘という判断をぼんとついているだけのものでは営業秘密には当たらないと思うんです。しかし、労働者の方は、就業規則などで企業の内部情報全般についての守秘義務を負わされておりまます。中には、従業員に対し誓約書などを書かせて、その中で、民事賠償請求や刑事訴訟を受けることがあることについて同意をさせられたり、民事賠償や刑事訴訟について異議を申し述べないと書かされている場合もあるわけです。

労使の現場では、これらの就業規則上の守秘義務としての秘密、不正競争防止法上の営業秘密、さらには個人情報保護法上の個人情報などがぐじやぐじやになつてゐるというか混然一体というか、そういうふうに区別されていない場合も多いわけですが、使用者側からすれば、コンピュータのログなどを確認すれば、外形上の持ち出しがれども、法体系の違いはあるんですけども、法体系の違ひはあるんですけども、内部告発をして、正しいものであるのに報復された場合には、報復を行つた上司を罰するという規定まで持つて正義が尽くされるようになります。

この点では、三笠フーズのあの事件にしても、あるいはミートホープなんかも、あれは一年前か

ら内部告発があつたわけですね。農水省がぼうつとしておつたという問題がありますけれども。それから東京電力の、GE社の子会社が、原発のコアシユラウド、炉心隔壁でひび割れがあるということをかなり前からちゃんと保安院なども内部告発しておつたのに、ほつたらかしにして大問題になつたという事件がありました。

ですから、この内部告発というのは、営業秘密の問題と、営業秘密といつても、隠すことが営業の利益になるということで営業秘密というようなことにされてしまうとどんなでもない話で、私は、内部告発という問題は、企業内で不正があつたときに労働者が内部告発をしようとした場合、内部告発に至るまでに得たさまざまな情報には、明らかに違法なものだけでなく、業界内での長年の慣行の積み重ねによるグレーなものもある。

ですから、明確な法律違反に当たるものは、それがたとえ営業秘密であつても、不正情報ですから、保護対象にならないことは当然として、グレーの情報を入手したことなどをどう取り扱うのか、こういうことはやはり出てくるわけですね。入手した情報が違法なのかそうを判断するのは、法律の専門家である弁護士でもなかなか難しい。グレー情報を得たことで処罰対象にならなければなりませんから、その点を考えた法の執行と

いうのが必要だと思いますので、この点は大臣に伺つておきたいと思います。

○吉井委員 そこで、NPTに加盟していない国であつても、原発技術の供与とか原発建設を売り込むということが日本としてできるのかどうかという問題ですね。この点についてのお考えを伺います。

○中島政府参考人 先生の御指摘のとおり、印度は、NPT、核不拡散条約には加入しております。

○吉井委員 それで、NPTに加盟していない国とおりましては、核不拡散、原子力安全及び核セ

ルなどによつて立ちます平和国家としての基本理念にかんがみまして、今後とも引き続き慎重に対

する、この方針を堅持することとしております。

ただ、御案内のように、原子力分野の協力に當

たりましては、核不拡散、原子力安全及び核セ

ルなどによつて立ちます平和国家としての基本理

念にかんがみまして、今後とも引き続き慎重に対

する、この方針を堅持することとしております。

○吉井委員 そこで伺つておきたいんですけど、ア

メリカとインドとの間で原子力協力協定が結ばれ

ておりますが、あの議論の中でも、内部通報者保護

が、そういうことによって消費者利益を守るとい

うこととで議論もされてまいりましたけれども、こ

の法律案によつて内部告発等が萎縮するようなこ

とがないようにさせるということは、これはやは

り、法律をつくるときになかなか微妙なところで

す。一方では、不正な競争防止のために処罰しな

ければいけない営業秘密の持ち出しというものが

あるし、見方によつては営業の利益とか秘密にか

かわつてくるんだけれども、しかし公益にかなう

というものをそれを萎縮させるということはあつ

てはなりませんから、その点を考えた法の執行と

いうのが必要だと思いますので、この点は大臣に

伺つておきたいと思います。

○吉井委員 そこで、NPTに加盟していない国

であつても、原発技術の供与とか原発建設を売り

込むということが日本としてできるのかどうかと

いう問題ですね。この点についてのお考えを伺い

ます。

○中島政府参考人 先生の御指摘のとおり、印

度は、NPT、核不拡散条約には加入しております。

○吉井委員 それで、NPTに加盟していない国

であつても、原発技術の供与とか原発建設を売り

込むということが日本としてできるのかどうかと

いう問題ですね。この点についてのお考えを伺い

ます。

○吉井委員 そこで、NPTに加盟していない国

であつても、原発技術の供与とか原発建設を売り

込むということが日本としてできるのかどうかと</p



えていこうという、私はこれは非常に歴史的な変化であるというふうに思うんです。ですから、この点では、日本自身も、加害の歴史と被害の歴史をきちんと逃げないで見詰めることによって対処していくことが必要だということを申し上げて、質問を終わります。

たしました。

○川条委員　自由民主党の川条志嘉でございま  
す。

この改正というの、アメリカにおける経済スケープゴート法と外為法の質問をさせ  
ていただきます。

バイ法に匹敵するものであり、コンピューター技術の進歩による情報のデジタル化の現状とか、先

日の北朝鮮によるミサイル発射等、北東アジアにおいても核の脅威というのが身近になつてきた現

育成のための基盤整備の重要性というのは、非常

に大きくなつてきたような気がします。今回の改正は、この現状によく追ついたという感もあります。

あります。しかし、実効性については、この法律以上に、省令やガイドラインの作成など、もつと細かい現場での作業が必要になると思つてます。

結論からいえば、この仕事は必要ないかと思います。思われるところでは、その中で、まず不正競争防止法についてお聞きしたいと思います。

二〇〇四年、二〇〇五年、二〇〇六年と、毎年  
のように改正が行われていますが、どちらかとい

ええ、模造品とか海賊版対策という側面が多いよう思います。そして、今回のはちょっと趣が違

うかなという気がするんです。世界最大の金融危機を踏まえて、転職がこれからますますふえるで

あらうといふ社会状況、それと、若年者によく見られる傾向なんですが、就職よりも就業、こういつこ次元の中で、企画必答二、うつごっこ、い

いわゆる中で、企業秘密といふのをしてからと守つていかなければいけない、この基盤整備の必要性というのがどんどん認識されてきたわけで

今回の法律の改正におきまして、企業秘密の保護の重要性に着目したというふうに聞いておりました。この企業秘密の保護の重要性についての、今回の中での改正についての見解をお伺いしたいと思います。

○吉川副大臣 川条議員の御指摘のとおり、人材の流動化に伴う転職者数の増加や情報化の進展に伴いまして、近年、企業の競争力の源泉である企業秘密保護の要請がますます高まっています。こうした要請にこたえていくことが、私どもいたしましては重要なと考へておるところでございます。

企業秘密は、これから生み出される個々の製品や財物よりも高い財産的価値を持つ一方で、侵害行為に対する予防措置には限界がございます。また、一たん侵害されてしまえば、その原状回復は極めて困難だと思っております。そうした状況を踏まえて、不正競争防止法におきましては、とりわけ違法性が高いと考えられる行為に限定して、企業秘密の侵害に係る刑事罰を設けているところでござります。

このたびの改正におきましては、一つには、不正の競争の目的を改めて、不正の利益を得たり、保有者に損害を加えたりする目的をもつてなされる行為を处罚の対象とする。二つ目には、企業秘密の管理任務におきまして、企業秘密を領得する行為（例えは、無断でコピー禁止の資料をコピーする等の行為）をいうわけでありますけれども、こういったことは新たに刑事罰の対象といたしておりますところでございます。

このような措置によりまして、企業秘密の侵害を実効的に抑止いたしまして、企業秘密の一層の保護を図つてまいりたいと考えております。

○川条委員 ありがとうございました。

余り厳格にし過ぎると、企業活動を規制する、労働者の権利の侵害という声が起つて、その中で、この法律の中で積極的に企業秘密の保護に取り組まってきたことを心から感謝申し上げたいと思います。

次に、現在、営業秘密とか技術情報というものは、コンピューター上のデータとして記録されていて、本当に、二百五十ギガバイトの大容量のハードディスクですらたばこ一箱に匹敵するぐらい、ちょっととポケットに隠して持つて出たりしたらわからないという状況があります。

今、副大臣の御答弁にもありましたが、実際の

現場でのガイドラインの制定とか指針の作成、こ

ういた具体的な対策と、それから会社をつくるときに、例えば、法務局に行く、税務署に行く、労働基準局に行くつて効率の手続をする、そういう

少健基連携して学術の手綱をする。そこで、たことと同時に、危機管理に対しても、商工会議所かどこかでそういうガイドラインをもうつてき

て、社内規則をしつかりつくる、そういうふた必要性が出てくると思います。

この点についてどのように取り組まれるのか、  
お聞きしたいと思います。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。  
委員御指摘のとおり、情報技術が大変進展をし

ております。大変重要な情報も極めて小型な記録媒体におさめられますので、それだけ営業秘密がいつば言ふべき事一、二、三、四など

いわば侵害をされますと、瞬時にその被害がさら  
に拡大をする、こういう問題がござります。

企業、中小企業、あるいは企業の中では業員、さ  
だいたわけでございますけれども、これがやはり

まざまな形でどういうふうに守るのか、何をして  
はいけないのかとすることについて、きちっとし

た制度の啓蒙普及ということが非常に大事だと思っております。

特に、中小企業の経営者の皆様に対して営業管理指針を作成して、これまでも普及啓発に努めて

かりやすく、また内容を大幅に改定したいと思っておりますし、ただいま委員御指摘のとおり、例えば、全国にござります日本商工会議所といつぞ

ようなところもううまく活用いたしまして、そこに  
行けば、いろいろなことについて直ちにアドバイ

○川島委員 ありがとうございました。  
ぜひ、そのところは、経済産業省主導でリーダーシップを發揮していただきたいと思います。

次に、大学についても同じような側面があるわけとして、特に大学は、これから知識のプラットホームとして日本の社会の中で機能していくなければなりません。その中で、軍事転用可能なデュアルユースという技術、「これを持つ研究室や研究機関がふえてくると思います。この学内管理の重要性についてお聞きしたいんです。

特に大学は、海外からの人材を非常に幅広く受け入れていて、また、比較的外部との交流が高い。さらに、政府のお金、これは科研費という形で非常に多くを使つております。そんな中で、研究室内の情報管理、それから研究成果の公開、こういったものに対する一定のガイドラインを、これも経済産業省主導でつくつていただき、全国の研究所や大学における安全管理体制の構築というものを早急に行つていく必要があると思います。

○谷合大臣政務官 御指摘のとおり、大学が、外国の企業との共同研究におきまして、安全保障上ます安全保障貿易管理の徹底を図るために、平成十八年以降、各都道府県におきまして、大学等を対象に安全保障貿易管理に関する説明会を開催しております。

こうした問題意識に立ちまして、大学等におきます安全保障貿易管理の徹底を図るために、平成十八年以降、各都道府県におきまして、大学等を対象に安全保障貿易管理に関する説明会を開催しております。

また、平成二十年一月には、管理体制の構築など、安全保謗貿易管理の観点から留意すべき事項

を簡潔に解説した安全保障貿易に係る機微技術管  
理ガイドラインをまとめました。今全国の大学等  
に送付するとともに、説明会等におきまして周知  
徹底を図っているところであります。

引き続き、委員の御指摘のとおり、大学等にお  
きます安全保障貿易管理の徹底を図つてまいりま  
す。

○川条委員 ぜひ文部科学省とも連携の上、この安全管理の徹底をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

と思つたんですが、先ほど近藤委員の質問にも出てきましたが、営業秘密の侵害等においては、民  
事訴訟については公開停止の規定が設けられて  
るんですけども、刑事訴訟においてはこのよう  
な手続は規定されていないんですね。公開停止の  
手続がないために、検察官の工夫、それから裁判  
官の訴訟指揮、こういった現場の運用に頼らざる  
を得ない。これが刑事告訴を思いとどまる一因に  
なつてゐると指摘されています。

被告の人の権尊重とか裁判の公開性という憲法で保障された権利との兼ね合い、ここからは慎重に検討する必要があるとは思いますが、今回の法改正の実効性を確保するために、公開停止のための指針と手続を早急に作成する必要があると私も思います。

そして、二階大臣が参議院において行われた報告にもありましたとおり、私もこの問題の解決というのは決して不可能ではないと考えております。産業の健全な発展のためにも、刑事裁判の過程において営業秘密の内容が明らかになることを防ぐための具体的な制度のあり方について、経済産業省と法務省が一緒になつて検討を行い、できるだけ早く具体的な案を得るよう努力していくべきだときたいと私からもお願ひ申し上げます。

次に、二階経済大臣にお伺いしたいと思いま

があると思われます。新経済成長戦略をつくれたときから二年、さらに、大臣に再び就任されすぐ取り組まれた原油高対策や経済危機対策、追加経済対策、そして新経済成長戦略のフォローアップと、経済産業省主導で日本を牽引する大きな国家戦略が進んできたと私は思つております。

この戦略に基づき、これから産学官の連携を進めに当たって、さらに環境整備を進めていく必要があると思います。知的財産権の保護に対する大臣の思いと今後の決意をお伺いしたいと思います。

さらには、あわせまして、長期的視野で国際競争力を増強するためには、知的財産権の保護とともに技術開発の育成が重要な課題にならなければなりません。太陽光発電の例もありますが、世界最先端を走っていた技術が、予算を削っている間に他国に先を越されたという事例もあるんです。

このように、太陽光発電に対しては、やはりこれからも世界最先端を走れるよう、さらに研究開発、普及促進に向けて一層の取り組みをお願いしたいと思います。あわせて見解をお伺いしたいと思います。

**○二階国務大臣** 知的財産の問題でございますが、極めて重要な役割を担つておると思います。

ちょうど昨日でありますから、私は、鈴木特許庁長官に対して、もう少し国際的な枠組みで知的財産の問題に取り組むことができるよう、積極的に日本が主導して国際会議を開くなど、その点に力点を置いてやっていただきたいだうだうかということを、きのう本人に申し渡したところであります。今の御質問の趣旨も踏まえて、また先ほど後藤議員からも御指摘がありましたところも十分に勘案して、速いスピードでこうしたことに対応できるようにしたいと思います。

太陽光発電の問題について、予算を渡つてある間に抜かれてしまつたではないかということあります。私は一概にそうは思つてはいないんです。思つてはいないんですが、今ドイツに抜かれていることは事実でありますから、あらゆる方策

を講じて、世界第一位の地位を取り戻すべく、今全力を注いでおるところであります。

今度の補正予算等におきましても、小学校や中学校、あるいは高速道路や、あるいはまた今まで思いも及ばなかつたようなことについて、ここに太陽光発電をやつたらどうだ、ここへつけたらどうだというような御意見、毎日のように経済産業省にそういう御意見が届けられております。

私は、それらの問題について、これを採択して、前へ進めるべきものについてはちゅうちよすることなく前進をさせていきたいと思っておりますので、ただいまの御意見等を十分に勘案して対処してまいりたいと思つております。

○川条委員長　ありがとうございました。知財の国際会議等、二階大臣ならではの企画力、そして実行力にこれからも期待したいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○東委員長　これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○東委員長　これまで、内閣提出、参議院送付、不正競争防止法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○東委員長　起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○東委員長　ただいま議決いたしました法律案に対し、中野正志君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。太田和美さん。

○太田(和)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

不正競争防止法の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議(案)

経済のグローバル化の進展に伴い、技術やノウハウ等の知的資産の価値がかつてなく高まる中、企業の競争力の源泉である営業秘密が適正に保護される必要性が高まっていることにかんがみ、政府は、本法施行において、以下の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、その趣旨に関し、事業者、労働者双方に周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑惑や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることにかんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。

三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の確保する営業秘密が不当に流出することのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対しても、厳正に対処すること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続について





九項」を「第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項」に改め、同条第十六項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第四項」を、「する際に」の下に「(これら)の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに」を加え、同条第十七項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十八項中「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十九項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「会社」を「法人」に改め、「含む。」の下に「及び第四項」を加え、「第十三項及び第十四項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「前各項」の下に「及び次項」を加え、同条第二十項中「前項」を「前二項」に、「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同条第二十一項中「実行期間」の下に「(第四項に規定する違反行為については、違反行為期間)」を加え、「三年」を「五年」に改め、同条第十九項の次に次の一項を加える。

第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部を承継しくは一部を承継した子会社等(以下「特定事業承継子会社等」という。)がした違反行為及び当

該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等(第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。)」に対し、この項(次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第一十二項中「受けた者は」とあるのは受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」とする。

第七条の二第九項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者会社である場合に限る。」が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る実際の報告及び資料の提出を行つた場合には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。

一 当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時において相互に子会社等(事業者との子会社(会社)がその総株主(総社員)を含む。以下同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議

六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式について議決権を含む。以下同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。)若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。)は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項において同じ。)の関係にあること。

二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共に当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共にして当該違反行為をした全期間(当該報告及び資料の提出を行つた日からさかのぼり五年以内の期間に限る)において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。

三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者との共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

前項の場合において、会社が有する議決権並

びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に对抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第七条の二第六項の次に次の二項を加える。

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」ととする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものを行つた者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすることはやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ 他の事業者に対する対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反



内において政令で定める数値(複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値)を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十条第三項中「国内の会社が有する議決権は、」を「当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る)、当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。」であり、かつ、他の国内の会社(銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権を行なうことができるものとのし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自分が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行なうことができるもの(公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。)及び

第十条第四項を次のように改める。

第二項の場合において、当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に

係る株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る)。当該株式取得会社以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議決権及び当該株式取得会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が業務として所有する株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自分が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

図を行なうことができる場合において、受託者に  
株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合  
合を含む。)には、当該組合の親会社(当該組合  
に二以上の親会社がある場合にあつては、当該  
組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会  
社であるもの)をいう。以下この項において同  
じ。)が、そのすべての株式の取得をしようとする  
ものとみなし、会社の子会社である組合の組  
合財産に株式発行会社の株式が属する場合(会  
社の子会社である組合の組合財産に属する金銭  
又は有価証券の信託に係る株式について、当該  
組合の組合員の全員が、委託若しくは受益者  
となり議決権を行使することができる場合又は  
議決権の行使について受託者に指図を行うこと  
ができる場合を含む。)には、当該組合の親会社  
が、そのすべての株式を所有するものとみなし  
て、第二項の規定を適用する。

う。総株主の議決権の過半数を有する株式会社等の他の当該会社がその経営を支配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものを行ふ。

第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認めの場合には、当該期間を短縮することがであります。

公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命ぜようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告

等」という。)を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内に、株式取得会社に対し、第四十九条第五項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行わることとされている期限までに行われなかつた場合

二 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない。

第十一條第一項第五号中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「国内の」を削り、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項ただし書中「次の各号の一に該当する場合」を「すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読



商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業者の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。次条から第二十条の五までにおいて同じ。)若しくは第七条の二第四項の規定による命令(当該命令が確定している場合に限る。第十二条の四及び第二十条の五において同じ。)第七条の二第十八条項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日(次条から第二十条の五までにおいて「調査開始日」という。)からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令(第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。)若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第二号に該当するものに限る)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする)における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは次条の規定による命令(当該命令が確定している場合に限る)、第七条の二第十八項若しくは第二十二項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令(第二条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。)若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

定による審決を受けたことがある者  
第二十条の四　事業者が、次の各号のいずれかに  
該当する者であつて、第十九条の規定に違反す  
る行為(第二条第九項第三号に該当するものに  
限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八  
章第一節に規定する手続に従い、当該事業者に  
対し、当該行為をした日から当該行為がなくな  
る日までの期間(当該期間が三年を超えるとき  
は、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三  
年間とする。)における、当該行為において当該  
事業者が供給した同号に規定する商品又は役務  
の政令で定める方法により算定した売上額に百分  
分の三、当該事業者が小売業を営む場合は百分  
の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗  
じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納  
付することを命じなければならない。ただし、  
当該事業者が当該行為に係る行為について第七  
条の二第一項若しくは第四項の規定による命  
令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定に  
よる通知若しくは第五十一条第二項の規定によ  
る審決を受けたとき、又はこの条の規定による  
課徴金の額が百万円未満であるときは、その納  
付を命ずることができない。

けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第四号に該当するものに限る)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする)における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八条項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ぜることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令(第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。)若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)又は第六十六条第四項の規定による審決原処分の全部を取り消す場合における第一条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行わぬかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定によ

命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなるまでの期間(当該期間が二年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為の相手方との間ににおける政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間ににおける政令で定める方法により算定した購入額と計額ととする。)に百分の一を乗じて得た額に相当し、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間ににおける政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。)に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

二十条の七 第七条の三第二十二項から第二十五回まで及び第二十七項の規定は、第二十条の二から前条までに規定する違反行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第二十三項中「第一項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項、第四項から第九項まで」、「第一項、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十二条の二から第二十二条の六まで」と、同条第二十三項中「第一項、第四項から第九項まで」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「並びに当該法人が受けた第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及

び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決(以下この項及び次項において「命令等」という。)は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とあるのは「は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び反行為」と、「前各項及び次項」とあるのは「第三十条の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十五項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは「違反行為」と、「前各項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する前三項及び第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項(第一項において読み替えて準用する場合を含む。)中「当該」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六までの規定中」、「当該」と、「特定事業承継子会社等」「第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。」に対し、この項(次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業者に対する命令を「受けた特定事業承継子会社等と連帯して」とあるのは「第二十二条」と、「受けた特定事業承継子会社等と連帯して」とあるのは「第二十二条の七において読み替えて準用する第二十五条の七」と、「受けた特定事業承継子会社等による命令を受けた他の特定事業承継子会社等に対し、この条の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とあるのは「第二十二条」と、「受けた特定事業承継子会社等と連帯して」とあるのは「第二十二条の七において読み替えて準用する第二十五条の七」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等(第二十五条の七において読み替えて準用する第二十五条の七)と、同条第二十七項

第二十四条中「第八条第一項第五号」を「第八条第五号」に改める。

第二十五条第一項中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

第二十六条第一項中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

第四十三条の次に次の二条を加える。

第四十三条の二 公正取引委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局(以下この条において「外国競争當局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する公正取引委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行なうことができる。ただし、当該情報の提供を行なうことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、外国競争當局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国競争當局が、公正取引委員会に対して、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができる。

二 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三 当該外国競争當局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

第五十条第一項中「含む。」の下に「若しくは第

十五条の三第一項】を加える。  
第七十条の十五に後段として次のように加える。

この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、事件記録の閲覧又は贈写を拒むことができない。

第七十条の十五に次の二項を加える。

公正取引委員会は、前項の規定により贈写をさせる場合において、贈写した事件記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付すことができる。

第七十一条及び第七十二条中「第二条第九項」を「第一条第九項第(六)号」に改める。

第八十三条の三の次に次の二項を加える。

第八十三条の四 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対する訴訟において該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができ。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合は、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ）、訴訟代理人人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

前三項の規定は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵

害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第八十三条の五 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第一条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき説明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができ。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者  
二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八十三条の六 秘密保持命令の申立てをした者は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合は、即時抗告をした裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者又は相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方に送達しなければならない。

裁判所は、秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第八十三条の七 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項

の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第八十四条第一項中「訴が」を「訴えが」に改め、「遅滞なく」を削り、「因つて」を「よつて」に、「求めなければならない」を「求めることができる」に改める。

第八十九条第一項中「三年」を「五年」に改め、同項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

第九十条第一号中「第八条第一項第二号」を「第八条第二号」に改め、同条第二号中「第八条第一項第三号」を「第八条第三号」に改める。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 第九十二条第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第

二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれららの規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第九十二条第一項の規定によつて株式を所有した者は、同条第一号とし、同条第三号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同号を同条第二号中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同号を同条第四号中「同条第四項において準用する場合

を含む。」を削り、「報告書を提出せず」を「届出をせず」に、「報告書を提出した者」を「届出書を提出した者」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第十条第八項の規定に違反して株式の取得をした者

第九十一条の二第五号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同条第六号中「(第十五条规定五項)」を「(第十五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同

号を削り、「(同条第三項中「前項」)」を「(第二項)」に改

め、同条第二項の次に次の二項を加える。  
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前条第二項の違反行為をしたとき

は、その行為者を罰するほか、その法人に対し

において読み替えて準用する場合を含む。)」を削

り、同条第八号中「(第十五条の二第七項)」を「(第

五条の二第四項)」に、「(第十五条第五項)」を「(第十一条

第八項)」に改め、同条第十一号を同条第十三号と

し、同条第十号中「(第十六条第六項)」を「(第十六

三条項)」に、「(第十五条第五項)」を「(第十一条第八項)」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同号を同条第十一号とし、同条

第八号の次に次の二号を加える。

九 第十五条の三第二項の規定に違反して届出

をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出

した者

十 第十五条の三第三項において読み替えて準

用する第十条第八項の規定に違反して共同株

式移転による設立の登記をした者

第九十三条中「(十万円)」を「(百万円)」に改める。

九十四条の二の次に次の二条を加える。

第九十四条の三、秘密保持命令に違反した者は、

五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起する

ことができない。

第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五条第一項第二号中「(第八条第一項第一

号)」を「(第八条第一号)」に改め、同項第三号中「(第八

条第一項第一号)」を「(第八条第一号)」に改め、(第

三号を除く。)」を削り、同条第二項第二号中「(第八

号)」を削り、「(第八条第一項第一号)」を「(第八条第一号)」に改め、同項第三号中「(前項)」を「(第二項)」に改

め、同条第二項の次に次の二項を加える。

四号に係る部分に限る。)」、第九十二条の二第一

項の改正規定、第九十三条の改正規定、第九十一

条の二の改正規定(同条第一号を削る部分に限

る。)、第九十三条の改正規定並びに第九十五条

条第一項第一号若しくは第五号(第四号に係る部

分に限る。)、第九十二条の二第二号を削る部

分(第九十二条の二第一号に係る部分を除く。)

及び第九十五条第三項中「(前項)」を「(第二項)」に改

め、同条第二項の次に一項を加える部分を除く。)並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日(以

下「施行日」という。)から施行する。ただし、第

八条の改正規定、第八条の二第一項及び第二項

の改正規定、第八条の三の改正規定(第八条第

一項第一号)を「(第八条第一号)」に改める部分に

限る。)、第二十四条、第二十五条第一項及び第

二十六条第一項の改正規定、第四十三条の次に

一条を加える改正規定、第五十九条第二項の改

正規定(第八条第一項第一号)を「(第八条第一

号)」に改める部分に限る。)、第六十六条第四項

の改正規定(第八条第一項)を「(第八条)」に改め

る部分に限る。)、第七十条の十三第一項の改

正規定(第八条第一項)を「(第八条)」に改める部

分(第六十六条第一項に限る。)、第六十七条第一

項の改正規定、第六十八条第一項の改正規定

の改正規定(第六十八条第一項)を「(第六十八

条)」に改める部分に限る。)、第六十九条第一項

の改正規定(第六十九条第一項)を「(第六十九

条)」に改める部分に限る。)、第七十一条第一項

の改正規定(第七十一条第一項)を「(第七十

一条)」に改める部分に限る。)、第七十二条第一項

の改正規定(第七十二条第一項)を「(第七十二

条)」に改める部分に限る。)、第七十三条第一項

の改正規定(第七十三条第一項)を「(第七十三

条)」に改める部分に限る。)、第七十四条第一項

の改正規定(第七十四条第一項)を「(第七十四

条)」に改める部分に限る。)、第七十五条第一項

の改正規定(第七十五条第一項)を「(第七十五

条)」に改める部分に限る。)、第七十六条第一項

の改正規定(第七十六条第一項)を「(第七十六

条)」に改める部分に限る。)、第七十七条第一項

の改正規定(第七十七条第一項)を「(第七十七

条)」に改める部分に限る。)、第七十八条第一項

の改正規定(第七十八条第一項)を「(第七十八

条)」に改める部分に限る。)、第七十九条第一項

の改正規定(第七十九条第一項)を「(第七十九

条)」に改める部分に限る。)、第八十条第一項

の改正規定(第八十条第一項)を「(第八十

条)」に改める部分に限る。)、第八十一条第一項

の改正規定(第八十一条第一項)を「(第八十一

条)」に改める部分に限る。)、第八十二条第一項

の改正規定(第八十二条第一項)を「(第八十二

条)」に改める部分に限る。)、第八十三条第一項

の改正規定(第八十三条第一項)を「(第八十三

条)」に改める部分に限る。)、第八十四条第一項

の改正規定(第八十四条第一項)を「(第八十四

条)」に改める部分に限る。)、第八十五条第一項

の改正規定(第八十五条第一項)を「(第八十五

条)」に改める部分に限る。)、第八十六条第一項

の改正規定(第八十六条第一項)を「(第八十六

条)」に改める部分に限る。)、第八十七条第一項

の改正規定(第八十七条第一項)を「(第八十七

条)」に改める部分に限る。)、第八十八条第一項

の改正規定(第八十八条第一項)を「(第八十八

条)」に改める部分に限る。)、第八十九条第一項

の改正規定(第八十九条第一項)を「(第八十九

条)」に改める部分に限る。)、第九十条第一項

の改正規定(第九十条第一項)を「(第九十

条)」に改める部分に限る。)、第九十一条第一項

の改正規定(第九十一条第一項)を「(第九十一

条)」に改める部分に限る。)、第九十二条第一項

の改正規定(第九十二条第一項)を「(第九十二

条)」に改める部分に限る。)、第九十三条第一項

の改正規定(第九十三条第一項)を「(第九十三

条)」に改める部分に限る。)、第九十四条第一項

の改正規定(第九十四条第一項)を「(第九十四

条)」に改める部分に限る。)、第九十五条第一項

の改正規定(第九十五条第一項)を「(第九十五

条)」に改める部分に限る。)、第九十六条第一項

の改正規定(第九十六条第一項)を「(第九十六

条)」に改める部分に限る。)、第九十七条第一項

の改正規定(第九十七条第一項)を「(第九十七

条)」に改める部分に限る。)、第九十八条第一項

の改正規定(第九十八条第一項)を「(第九十八

条)」に改める部分に限る。)、第九十九条第一項

の改正規定(第九十九条第一項)を「(第九十九

条)」に改める部分に限る。)、第九十条第一項

の改正規定(第九十条第一項)を「(第九十

条)」に改める部分に限る。)、第九十一条第一項

の改正規定(第九十一条第一項)を「(第九十一

条)」に改める部分に限る。)、第九十二条第一項

の改正規定(第九十二条第一項)を「(第九十二

条)」に改める部分に限る。)、第九十三条第一項

の改正規定(第九十三条第一項)を「(第九十三

条)」に改める部分に限る。)、第九十四条第一項

の改正規定(第九十四条第一項)を「(第九十四

条)」に改める部分に限る。)、第九十五条第一項

の改正規定(第九十五条第一項)を「(第九十五

条)」に改める部分に限る。)、第九十六条第一項

の改正規定(第九十六条第一項)を「(第九十六

条)」に改める部分に限る。)、第九十七条第一項

の改正規定(第九十七条第一項)を「(第九十七

条)」に改める部分に限る。)、第九十八条第一項

の改正規定(第九十八条第一項)を「(第九十八

条)」に改める部分に限る。)、第九十九条第一項

の改正規定(第九十九条第一項)を「(第九十九

条)」に改める部分に限る。)、第九十条第一項

の改正規定(第九十条第一項)を「(第九十

条)」に改める部分に限る。)、第九十一条第一項

の改正規定(第九十一条第一項)を「(第九十一

条)」に改める部分に限る。)、第九十二条第一項

の改正規定(第九十二条第一項)を「(第九十二

条)」に改める部分に限る。)、第九十三条第一項

の改正規定(第九十三条第一項)を「(第九十三

条)」に改める部分に限る。)、第九十四条第一項

の改正規定(第九十四条第一項)を「(第九十四

条)」に改める部分に限る。)、第九十五条第一項

の改正規定(第九十五条第一項)を「(第九十五

条)」に改める部分に限る。)、第九十六条第一項

の改正規定(第九十六条第一項)を「(第九十六

条)」に改める部分に限る。)、第九十七条第一項

の改正規定(第九十七条第一項)を「(第九十七

条)」に改める部分に限る。)、第九十八条第一項

の改正規定(第九十八条第一項)を「(第九十八

条)」に改める部分に限る。)、第九十九条第一項

の改正規定(第九十九条第一項)を「(第九十九

条)」に改める部分に限る。)、第九十条第一項

の改正規定(第九十条第一項)を「(第九十

条)」に改める部分に限る。)、第九十一条第一項

の改正規定(第九十一条第一項)を「(第九十一

条)」に改める部分に限る。)、第九十二条第一項

の改正規定(第九十二条第一項)を「(第九十二

条)」に改める部分に限る。)、第九十三条第一項

の改正規定(第九十三条第一項)を「(第九十三

条)」に改める部分に限る。)、第九十四条第一項

の改正規定(第九十四条第一項)を「(第九十四

条)」に改める部分に限る。)、第九十五条第一項

の改正規定(第九十五条第一項)を「(第九十五

条)」に改める部分に限る。)、第九十六条第一項

の改正規定(第九十六条第一項)を「(第九十六

条)」に改める部分に限る。)、第九十七条第一項

の改正規定(第九十七条第一項)を「(第九十七

条)」に改める部分に限る。)、第九十八条第一項

の改正規定(第九十八条第一項)を「(第九十八

条)」に改める部分に限る。)、第九十九条第一項

の改正規定(第九十九条第一項)を「(第九十九

条)」に改める部分に限る。)、第九十条第一項

の改正規定(第九十条第一項)を「(第九十

条)」に改める部分に限る。)、第九十一条第一項

の改正規定(第九十一条第一項)を「(第九十一

条)」に改める部分に限る。)、第九十二条第一項

の改正規定(第九十二条第一項)を「(第九十二

条)」に改める部分に限る。)、第九十三条第一項

の改正規定(第九十三条第一項)を「(第九十三

条)」に改める部分に限る。)、第九十四条第一項

の改正規定(第九十四条第一項)を「(第九十四

条)」に改める部分に限る。)、第九十五条第一項

の改正規定(第九十五条第一項)を「(第九十五

条)」に改める部分に限る。)、第九十六条第一項

の改正規定(第九十六条第一項)を「(第九十六

条)」に改める部分に限る。)、第九十七条第一項

の改正規定(第九十七条第一項)を「(第九十七

条)」に改める部分に限る。)、第九十八条第一項

の改正規定(第九十八条第一項)を「(第九十八

条)」に改める部分に限る。)、第九十九条第一項

の改正規定(第九十九条第一項)を「(第九十九

条)」に改める部分に限る。)、第九十条第一項

の改正規定(第九十条第一項)を「(第九十

条)」に改める部分に限る。)、第九十一条第一項

の改正規定(第九十一条第一項)を「(第九十一

条)」に改める部分に限る。)、第九十二条第一項

の改正規定(第九十二条第一項)を「(第九十二

条)」に改める部分に限る。)、第九十三条第一項

の改正規定(第九十三条第一項)を「(第九十三

条)」に改める部分に限る。)、第九十四条第一項

の改正規定(第九十四条第一項)を「(第九十四

条)」に改める部分に限る。)、第九十五条第一項

の改正規定(第九十五条第一項)を「(第九十五

条)」に改める部分に限る。)、第九十六条第一項

の改正規定(第九十六条第一項)を「(第九十六

しない

新独占禁止法第七条の二第二十四項の規定  
は、旧独占禁止法第七条の一第一項若しくは第

二項に規定する違反行為をした事業者(会社)以外の法人に限る。が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された法人及び当該違反行為をした事業者(会社に限る。)が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された会社以外の法人については、適用しない。

**新独立占法第七条の二第一項十五項目新独立占**  
禁止法第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に新独立占禁止法第七条の二第一項十五項目新独立占

かのぼり十年以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「平成十八年一月改正前独占禁止法」という。)第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令についての審査手続の開始を請求することなく平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。)又は平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該命令又は審決を新独占禁止法第七条の二第一項の規定による命令であつて確定しているものとみなして、同条第七項及び第九項の規定を適用する。

新独立禁酒法第七条の第一項及び第九項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違

反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第一百二十三条第一項に規定する処分が最初に行つた

為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、旧独占禁止法第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は

同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがある者である場合における当該果敢令の頂の十章について、適用する。

(審決及び排除措置命令に関する経過措置)  
第八条 新独立禁止法第二十条の二の規定の適用する  
記録の客の言算についても適用する。

については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる处分が最初に行われた

た日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十

年以内に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2 新独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するも

に限る。)について平成十八年一月改正前独占禁  
止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しく  
は第五十四条の規定による審査を受けた。

は第五十四條の規定による審決を受けていたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る)又は旧独占禁止法第十九條の規定に違反す

る行為(新独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けた

ことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四

項の規定による審決原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為二種によつて、所由石井二三三号に、

幕に係る事件について新潟占磐山法第四十七条规定第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われな

かつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十

九条の規定に違反する行為（新独占禁止法第二条第九項第三号）に規定する行為に相当するものと取扱う。このことによる一八三二条三項第一項

に附るゝに於いて平成十九年一月改正前独立禁  
止法第四十八条第四項 第五十三条の三若しく  
は第五十四条の規定による審決を受けたこと

があるとき(当該審決が確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為)

定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けた

ことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る)。若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す

場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令と虫占業者法第二十条の四の

規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条

第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなければ、その算定日より五年以内)もこの

がったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以



